

## 第2期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ

(平成28年3月29日時点)

## 目次

**基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成****成果目標1(「生きる力」の確実な育成)**

<b>基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実</b>	<b>—1</b>
1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(言語活動, 理数教育, 外国語教育, 情報教育等の充実)	1
1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進	2
1-3 高等学校教育の改善・充実	3
1-4 復興に向けた教育の推進	3
1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 (13-1に後掲)	4
<b>基本施策2 豊かな心の育成</b>	<b>—4</b>
2-1 道徳教育の推進	4
2-2 人権教育の推進	5
2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実	5
2-4 いじめ, 暴力行為等の問題への取組の徹底	6
2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実	7
2-6 伝統・文化等に関する教育の推進	8
2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進	9
2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (基本施策1-1の再掲)	10
2-9 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)	10
<b>基本施策3 健やかな体の育成</b>	<b>—10</b>
3-1 学校保健, 学校給食, 食育の充実	10
3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実	11
3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (基本施策1-1の再掲)	12
3-4 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)	12
3-5 学校における体験活動の充実(基本施策2-5の一部再掲)	12
3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する 教育の充実(基本施策19-2に後掲)	12

<b>基本施策4</b>	<b>教員の資質能力の総合的な向上</b>	<b>12</b>
4-1	学び続ける教員を支援する仕組みの構築—養成・採用・研修の 一体的な改革—	12
4-2	大学・大学院における教員養成の改善	13
4-3	教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用	14
4-4	教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化	15
4-5	適切な人事管理の実施の促進	16
4-6	メリハリある給与体系の確立	17
<b>基本施策5</b>	<b>幼児教育の充実</b>	<b>17</b>
5-1	幼児教育の質の向上	17
5-2	質の高い幼児教育・保育の総合的提供等	18
<b>基本施策6</b>	<b>特別なニーズに対応した教育の推進</b>	<b>18</b>
6-1	円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の 基礎となる環境整備等	18
6-2	発達障害のある子どもへの支援の充実	20
6-3	特別支援学校の専門性の一層の強化	20
6-4	海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実	21
<b>基本施策7</b>	<b>各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立</b>	<b>22</b>
7-1	継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等	22

## 成果目標2(課題探求能力の修得)

<b>基本施策8</b>	<b>学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換</b>	<b>23</b>
8-1	改革サイクルの確立と学修支援環境整備	23
8-2	専門スタッフの活用と教員の教育力の向上	24
8-3	学修成果の把握に関する研究・開発	24
8-4	「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討	25
8-5	大学院教育の改善・充実	25
8-6	短期大学の役割・機能の検討推進	25
<b>基本施策9</b>	<b>大学等の質の保証</b>	<b>26</b>
9-1	大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立	26
9-2	大学情報の積極的発信	27
9-3	大学評価の改善	27
9-4	分野別質保証の取組の推進	27
9-5	国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	28
9-6	専門学校の質保証・向上の取組の推進	28

基本施策10	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	—29
10-1	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	……29
10-2	高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換	…30

### 成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

基本施策11	現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進	——30
11-1	現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進	……30
11-2	様々な体験活動及び読書活動の推進	……34
基本施策12	学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進	——36
12-1	多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進	……36
12-2	修得した知識・技能等の評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築	…37
12-3	ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進	……37

### 成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

基本施策13	キャリア教育の充実, 職業教育の充実, 社会への接続支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化	—————37
13-1	社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進	…37
13-2	学校横断的な職業教育の推進	……38
13-3	各学校段階における職業教育の取組の推進	……39
13-4	社会への接続支援	……40
13-5	社会人の学び直しの機会の充実	……41

## **基本的方向性2:未来への飛躍を実現する人材の養成**

### 成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

基本施策14	優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供	——43
14-1	優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進	……43
14-2	理数系人材の養成	……43
14-3	スポーツ, 文化芸術に秀でた人材の養成	……44

基本施策15	大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成, 大学等の研究力強化の促進	46
15-1	独創的で優秀な研究者等の養成	46
15-2	大学等の研究力強化の促進	47
15-3	イノベーション創出に向けた産学官連携の推進	48
基本施策16	外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の国際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化	49
16-1	英語をはじめとする外国語教育の強化	49
16-2	高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	51
16-3	高校・大学等の国際化のための取組への支援	52
16-4	国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 (基本施策9-5の再掲)	54

### **基本的方向性3: 学びのセーフティネットの構築**

#### **成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)**

基本施策17	教育費負担の軽減に向けた経済的支援	55
17-1	幼児教育に係る教育費負担軽減	55
17-2	義務教育に係る教育費負担軽減	55
17-3	高等学校段階に係る教育費負担軽減	56
17-4	大学・専門学校等に係る教育費負担軽減	56
17-5	東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援	58
基本施策18	学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援	58
18-1	経済的, 地理的条件が不利な子どもたちに対する支援	58
18-2	「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等	59
18-3	東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア	60
18-4	生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実(基本施策2-3の再掲)	61
18-3	いじめ, 暴力行為等の問題への取組の徹底(基本施策2-4の再掲)	61

## **成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)**

基本施策19	教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など	
	学校における児童生徒等の安全の確保	61
19-1	安全・安心な学校施設	61
19-2	学校安全の推進	63

## **基本的方向性4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

### **成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)**

基本施策20	絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習	
	環境・協働体制の整備推進	65
20-1	社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進	65
20-2	地域とともにある学校づくりの推進	66
20-3	学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進	67
20-4	地域における学び直しに向けた学習機能の強化	68
基本施策21	地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進	68
21-1	COC構想を推進する高等教育機関への支援	68
基本施策22	豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実	69
22-1	コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	69
22-2	子どもから大人までの生活習慣づくりの推進	69

## **4つの基本的方向性を支える環境整備**

基本施策23	現場重視の学校運営・地方教育行政の改革	71
23-1	地方の主体性, 創意工夫が活かされる教育行政体制の確立	71
23-2	地域とともにある学校づくりの推進(基本施策20-2の再掲)	71
基本施策24	きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の	
	指導体制の整備	72
24-1	学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備	72
24-2	学び続ける教員を支援する仕組みの構築(基本施策4-1の再掲)	72
24-3	大学・大学院における教員養成の改善(基本施策4-2の再掲)	72
24-4	教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用(基本施策4-3の再掲)	72

24-5	教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化 (基本施策4-4の再掲)	72
24-6	適切な人事管理の実施の促進(基本施策4-5の再掲)	72
24-7	メリハリある給与体系の確立(基本施策4-6の再掲)	72
<b>基本施策25</b>	<b>良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備</b>	<b>72</b>
25-1	良好で質の高い学校施設の整備	72
25-2	教材等の教育環境の充実	74
<b>基本施策26</b>	<b>大学におけるガバナンス機能の強化</b>	<b>75</b>
26-1	大学におけるガバナンス機能の強化	75
<b>基本施策27</b>	<b>大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の 強化(機能別分化)の推進</b>	<b>76</b>
27-1	国立大学の機能強化に向けた改革の推進	76
27-2	私立大学等における教育研究活性化の促進・支援	77
27-3	国公立大学の枠を超えた大学間連携の促進	77
27-4	大学情報の積極的発信(基本施策9-2の再掲)	77
27-5	大学評価の改善(基本施策9-3の再掲)	77
<b>基本施策28</b>	<b>大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</b>	<b>77</b>
28-1	大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分	77
28-2	個性・特色に応じた施設整備	78
<b>基本施策29</b>	<b>私立学校の振興</b>	<b>78</b>
29-1	財政基盤の確立とメリハリある資金配分	78
29-2	多角的な資金調達促進	79
29-3	学校法人に対する経営支援の充実	79
<b>基本施策30</b>	<b>社会教育推進体制の強化</b>	<b>80</b>
30-1	社会教育推進体制の強化	80

## **東日本大震災からの復旧・復興支援**

学びのセーフティネットの構築	81
絆づくりと活力あるコミュニティの形成	83
震災後の社会を生き抜く力の養成	84
創造的復興を実現する人材の養成	85

## 基本的方向性 1 : 社会を生き抜く力の養成

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 1 (「生きる力」の確実な育成)

#### 基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

#### 1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (言語活動, 理数教育, 外国語教育, 情報教育等の充実)

- 改正教育基本法等における「生きる力」の理念を踏まえ、現行学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成を目指しており、この趣旨の実現に向けて、以下の施策等を実施。
  - ・ 学習指導要領の趣旨の徹底や、教育課程編成・実施上の課題や優れた実践の共有等のための説明会・協議会の実施。  
(教育課程地方説明会の参加実績：平成 26 年度 12 万 9,080 人)
  - ・ 思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進。  
(平成 26・27 年度：言語活動の充実に関する実践研究の実施)
  - ・ 課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業の実施 (学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究等)。
  - ・ 高校生を対象とした情報活用能力調査を実施。
  - ・ 大学・NPO 法人等と協力し、小・中・高等学校においてプログラミングに関する授業を実践しながら、指導上のポイントや配慮事項を整理し、教員が適切に指導するための手引書を作成中。  
(・ 理数教育の充実に係る取組を実施 (基本施策 14-2 を参照))  
(・ 外国語教育の充実に係る取組を実施 (基本施策 16 を参照))
- 児童生徒の学力や学習状況を把握し、全ての教育委員会や学校において教育施策や指導の充実・改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に悉皆で実施するとともに、調査結果等から明らかになった課題の改善等のため、教育委員会や学校における取組に対する支援等を実施。
- 平成 26 年 11 月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」中央教育審議会に諮問。平成 27 年 8 月に新しい学習指導要領等が目指すべき姿について、「教育課程企画特別部会 論点整理」を取りまとめ。「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」という観点から、学習指導要領等の構造的な見直しを行うこととしており、これからの時代に求められる資質・能力の明確化、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントや学

習評価の充実などが重要と示された。

- 子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化するため、学校教育法施行規則を改正（平成25年11月29日施行）。
- 平成26年度から、質の高い土曜授業の実施のための支援策や企業・団体等の外部人材を活用して地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動を促進するための支援を実施。
- より教育基本法の趣旨に則ったバランスの取れた教科書で子供たちが学ぶことができるよう、「教科書改革実行プラン」に沿って教科書の編集・検定・採択の各段階において必要な制度改善を実施。具体的には、平成26年1月に教科書検定基準を改正するとともに、同年4月には教科書採択制度の改善を図るため教科書無償措置法の改正などを実施。

→ 引き続き、上記の取組を推進するとともに、次期学習指導要領等に向けた検討を進めていく。学習指導要領等の見直しについては、平成27年8月に取りまとめられた「論点整理」の方向性に沿って学校段階別・教科等別に専門的に検討を行っており、平成28年度中に答申予定。

→ 平成28年度は、土曜日の教育支援体制等構築事業において、地域の要望等を踏まえ、プログラムの内容を充実するとともに実施校数の拡充を図ることによって、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現していく（平成28年度予算額13億円）。

### 1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進

- 総務省との連携のもと、クラウド等の最先端技術を利用しながら、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導事例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する実証研究を実施。
- 過疎化・少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の合同学習の充実や社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施。
- 教員等のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの策定に取り組む自治体や、ICTを活用した学びの充実を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体の支援を実施。
- 多様な情報端末においてデジタル教材等を利用可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録して、それらを活用した学習活動を可能とするための技術的条件について調査研究を実施。
- 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している、各地域で情報教



育を推進する中核的な役割を担う指導主事等を対象とした教員研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上に努めているところ。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、「授業中にICTを活用して指導する能力」は、平成27年3月現在、71.4%（平成26年3月：69.4%）となっており、年々向上が図られている。

(○ 言語活動の充実に係る取組を実施（基本施策1-1を参照）)

→ ICTを活用した教育の推進を図るため、引き続き上記の取組を推進し、教科指導におけるICTの効果的な活用と教員のICT活用指導力の向上に係る施策を講じる。

### 1-3 高等学校教育の改善・充実

- 中央教育審議会高等学校教育部会の「審議まとめ」（平成26年6月）や、高大接続改革についての中央教育審議会答申（平成26年12月）及び、高大接続改革実行プラン（平成27年1月）を踏まえ、全ての高校生について、身に付けるべき資質・能力を確実に育み、生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ることができるよう、高等学校段階の基礎学力を評価する新テスト「高等学校基礎学力テスト（仮称）」導入や、高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等について検討。
- 高等学校における遠隔教育について、これまで原則として認められていなかった全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育を平成27年度より新たに制度化。
- 生徒の多様なニーズに対応するための体制の構築や先導的な遠隔教育に取り組む高校を支援し、高校教育の質の確保・向上の推進を図る「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を実施（平成27年度委託先：14団体）。

→ 中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成31年度の新テストの導入等高等学校教育の質の確保・向上に向け、具体的な検討を進める。

### 1-4 復興に向けた教育の推進

- 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体（自治体・大学・NPO法人等）の取組を支援（平成27年度予算額：2,600万円、委託件数：7件）。
- 児童生徒等が、放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、児童生徒等を対象とした出前授業等を実施。

- 被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援を実施する。
- 放射線に関する理解を深化するための出前授業等を引き続き実施していく。

## 1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進（基本施策13-1に後掲）

### 基本施策2 豊かな心の育成

#### 2-1 道德教育の推進

- 教育再生実行会議の第一次提言を受け、道德の新たな枠組みによる教科化などの検討を行う「道德教育の実施に関する懇談会」を開催し、平成25年12月に、道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付けるべきなどの報告を取りまとめた。その報告を踏まえ、平成26年2月に道德に係る教育課程の改善等について、中央教育審議会に諮問し、平成26年10月に「道德に係る教育課程の改善等について」（答申）がなされた。本答申等を踏まえ、平成27年3月に道德の時間を新たに「特別の教科 道德」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を実施。
- 改正学習指導要領の全面实施（小学校：平成30年度、中学校：平成31年度）に向け、平成27年7月に改正学習指導要領に対応した学習指導要領解説を作成するとともに、平成27年9月に教科用図書検定基準の改正を実施。
- 道德教育用教材「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道德的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることを狙いとして、新たな教材「私たちの道德」を作成し、全国の小・中学校に配布。「私たちの道德」は、平成26年度より使用が開始されており、文部科学省では、より効果的な活用を促進する手引として『『私たちの道德』活用のための指導資料』を作成し、全国の教員等に配布。
- 「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」として、外部講師の派遣や保護者・地域との連携など特色ある取組や地域教材の作成、「私たちの道德」の活用、教員の指導力向上を目的とした「道德教育パワーアップ研究協議会」の開催などに対する支援を実施（平成27年度委託団体数：66件）。

- 学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法がわからない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されており、これらの課題を解決するための取組を引き続き行う。
- また、改正学習指導要領の全面実施に向け、その趣旨を広く周知する。

## 2-2 人権教育等の推進

- 学校教育に関しては、人権教育の実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施するとともに（平成27年度：43地域・101校）、平成20年3月に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」を周知し、教育委員会や学校等における人権教育の取組の改善・充実を支援。平成23年から「人権教育に関する特色ある実践事例集」を公表。
- 法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権擁護委員が中心となって、学校における総合的な学習の時間等を利用し、子供たちが「いじめ」について考える機会をつくることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とする「人権教室」や、配布された花の種子、球根等を協力して育てることによって、子供たちが生命の尊さを実感し、思いやりの心を体得することを目的とする「人権の花運動」、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることなどを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施するなど、各種人権啓発活動を実施。

- 人権教育の推進に関する取組状況調査の結果から、各教育委員会や学校における人権教育の取組についてはおおむねその定着が図られているといえるが、前回の調査時と比べて大きな進展がみられるというまでには至っていない状況にある。今後、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の議論を踏まえつつ、「第三次とりまとめ」の更なる周知・活用促進を図ることなどを通じ、各教育委員会や学校における人権教育の取組の改善・充実を進める。

## 2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

- 平成27年度予算において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校（1万校：うち300校は小中連携型）及び公立小学校（1万4千校：うち600校は小中連携型）への配置に加え、引き続き公立中学校等への週5日相談体制の導入（200校）等に必要な経費を計上し、スクールソーシャルワーカーについては、全国で2,247人の配置に必要な経費を計上。また、貧困対策のための重点加配として、スクールカウンセラ

一で新規に600校を計上するとともに、スクールソーシャルワーカーにおいても新規に600人を計上。

- 平成27年12月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を設置し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの今後の役割や関係機関との連携の在り方を含め、学校等における教育相談活動の今後の方向性について検討を開始。
- 平成27年1月に設置した「不登校に関する調査研究協力者会議」において、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等について検討を実施し、同年8月に中間報告を取りまとめ。この中間報告の内容を踏まえ、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するため、平成27年度補正予算において「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」に必要な経費を計上。
- 平成26年11月には、フリースクール等で学ぶ子供たちへの支援策等を幅広く議論するきっかけとするため、全国フリースクール等フォーラムを開催。平成27年1月に「フリースクール等に関する検討会議」を立ち上げ、フリースクール等で学ぶ子供への学習支援の在り方、経済的支援の在り方などに関して検討中。
- 平成27年度には、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を全国4ブロックで開催し、教育委員会担当者や学校の教員等を対象として、児童生徒の自殺予防に関する基礎知識等についての研修を実施。

→ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズは年々高まっており、教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を一層整備・充実させる。

→ 不登校児童生徒及び児童生徒の自殺予防に関する効果的な施策の在り方について、引き続き検討する。

#### 2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

- 平成26年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、暴力行為の発生件数は約5万4千件、いじめの認知件数は約18万8千件にのぼるなど、児童生徒の問題行動等は、教育上の大きな課題。
- 平成27年度においては、いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）及び「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定）の周知のため、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催。
- 平成26年度に引き続き、同法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的

な対策を講じるため、「いじめ防止対策協議会」を設置。また、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催。

- 平成26年度の体罰の実態を把握するための調査等を実施するとともに、調査の結果等も踏まえながら、生徒指導担当者が出席する会議等で体罰禁止に関する取組の抜本的な強化を求めた。

→ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめ防止対策推進法及び基本方針に基づき、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

→ 体罰は、学校教育法で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等への信頼を失墜させるものであるから、引き続き、その禁止の徹底を図る。

## 2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実

- 「健全育成のための体験活動推進事業」により、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援。
- 平成27年度予算においては、引き続き、農山村漁村等における様々な創意工夫のある体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組を更に促進するため、学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組（356校）を支援するとともに、教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）を支援。
- 学校における読書活動の充実については、学校図書館法の改正を踏まえ、図書整備や学校司書の配置のための取組を推進するとともに、全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めた。

### 【参考】

- ・ 宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合  
92%（H23） → 94%（H24） → 94%（H25）（文部科学省調べ）
- ・ 全校一斉の読書活動の実施状況（公立学校）  
小学校96.2%、中学校87.5%【平成22年5月現在】  
→ 小学校96.7%、中学校88.3%【平成26年5月現在】
- ・ 公共図書館との連携状況（公立学校）  
小学校73.8%、中学校45.4%【平成22年5月現在】  
→ 小学校76.5%、中学校49.8%【平成24年5月現在】

→ 学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。

## 2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

- 改正教育基本法の趣旨を踏まえて改訂された学習指導要領では、伝統文化に関する内容の充実が図られている。この現行学習指導要領の趣旨の実現に向けて、以下の施策を実施。
- 現行学習指導要領の趣旨・内容の周知、教育課程編成・実施上の課題等の共有のための説明会・協議会の開催（教育課程地方説明会の参加実績平成26年度：12万9,080人）。
- 我が国の郷土の伝統や文化に関する教育を充実させるため、全国の教育委員会・学校の参考となる教材の作成や指導方法の開発等を行う「我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究」を実施。（採択件数：平成27年度8地域）
- 子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「文化芸術による子供の育成事業」を実施。（文化芸術団体による巡回公演：平成27年度1,819公演、学校への芸術家派遣：平成27年度2,584件）。
- 劇場、音楽堂等が小・中学校等や実演芸術団体と連携・協力を図りつつ子供たちが一流の実演芸術に触れる機会を提供する事業等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施（採択件数：平成27年度172件）。
- 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が実施する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援する「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」を実施（採択件数：平成27年度125件）。
- 子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する「伝統文化親子教室事業」を実施。（平成27年度採択数3,483教室）。
- 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、保健体育科教員及び運動部活動指導者（外部指導者を含む）に対し、指導者としての資質向上を図るための武道（少林寺拳法、合気道、空手道、相撲）実技指導者講習会（講義及び実技指導）を開催し、学校等における武道指導の充実を推進。
- 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引

(三訂版)」並びに「柔道指導のための映像参考資料」を作成し、中学校及び高等学校に配布し、効果的な柔道の指導が行われることを支援。

- 武道等指導充実・資質向上支援事業により、武道等の指導の充実を図るため、地域の指導者の活用にあたって、地域の指導者の技術及び安全に関する専門的な指導力の活用方策や、派遣する競技団体等の支援体制の強化に関する実践研究を実施するとともに、教員を対象とした安全指導の充実を図るための取組を推進。

さらに、今回の学習指導要領で必修化したことの成果と課題を把握、分析し、指導の一層の工夫改善を推進。

- 学習指導要領を踏まえた伝統・文化等に関する教育の着実な実施のための支援を充実する。
- 学校における武道指導を支援するため、実技指導者講習会等を通じて指導者の資質向上等を図る。
- 武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引(三訂版)」並びに「柔道指導のための映像資料参考資料」の活用を促し、武道の授業の充実を図る。
- 学校における武道の指導の効果を高め、安全の確保を確実にするため、引き続き、教員の資質向上・指導力強化を含めた、指導体制、指導内容等を整備することを一層推進する。

## 2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

- スマートフォン等のインターネット接続機器の普及とともに、インターネットなどの長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等に巻き込まれるケースが発生していることなどを踏まえ、文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、普及啓発資料の配布、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催、春の卒業、進学、新入学の時期に合わせた集中的な啓発活動などを実施し、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進。
- 各学校では、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用方法や、情報モラルなどについて指導。
- 「ネット依存」など、情報化の進展に伴う様々な課題について教員が指導する際に役立つ動画教材及び教員向け指導手引書について、課題の追加等を行う改訂版及び保護者向け普及啓発教材を作成中。
- 教育委員会や企業等と連携し、ロゴマークを活用して子供たちの情報モラルの育成を図る取組を推進。さらに、情報モラルに関する教育委員会等の取組を、実践事例集として取りまとめ、ホームページ等で周知。

【参考1】

- ・携帯電話、スマートフォン等を通じて1日2時間以上インターネットを利用する子供の割合

小学生 1.2% (H21) → 27.2% (H27)

中学生 20.9% (H21) → 46.2% (H27)

高校生 39.1% (H21) → 70.3% (H27)

(平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査(速報)※(内閣府))

【参考2】

- ・「出会い系サイト等」に関係した事件の被害児童数

出会い系サイト以外 792人 (H20) → 1,421人 (H26)

出会い系サイト 724人 (H20) → 152人 (H26)

(「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

(警察庁))

【参考3】

- ・インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無

小学生 60.2% (H21) → 73.7% (H27)

中学生 73.5% (H21) → 65.1% (H27)

高校生 51.2% (H21) → 48.3% (H27)

(平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査(速報)※(内閣府))

※「青少年のインターネット利用環境実態調査」は平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

→ 青少年がインターネットを正しく利活用できるよう、上記の取組などを引き続き進め、青少年、保護者、PTA等に対するより一層効果的な普及啓発活動を行う。

→ また、引き続き、学習指導要領に基づき、情報モラルに関する教育の推進を図るとともに、教員の指導力の向上を図るなど児童生徒の情報モラルの向上に向けた施策を講じる。

## 2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(基本施策1-1の再掲)

## 2-9 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)

### 基本施策3 健やかな体の育成

#### 3-1 学校保健, 学校給食, 食育の充実

○ 中学校、高等学校における保健教育の実施状況を踏まえ、課題を明確にした上で、指導参考資料の作成を行い、高等学校における保健教育を一層推進。

○ 児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な



取組に対して支援を行うとともに、その結果等について全国的な発信を行う「学校保健課題解決支援事業」等を実施し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を推進。

- スーパー食育スクール事業を行い、栄養教諭を中心に地域の関係機関と連携して食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進など食育の多角的効果を検証し、成果の普及を図っている。このような取組により、栄養教諭の配置数は増加。
- 学校給食における米飯給食の活用を含めた地場産物の活用を促進。

【参考１】栄養教諭の配置状況

・平成２０年度：１，８９７人 → 平成２７年度：５，３５６人

【参考２】学校給食における地場産物の活用状況

・平成２０年度：２３．４％ → 平成２６年度：２６．９％

【参考３】米飯給食の実施状況（週当たり）

・平成２０年度：３．１回 → 平成２６年度：３．４回

- 引き続き、学校保健に係る教職員の資質・能力向上、退職養護教諭や学校医等の活用、家庭・地域との連携などにより、保健教育・保健管理をより一層推進する。
- 平成２３年３月に食育推進会議で定された「第２次食育推進基本計画」（平成２５年１２月一部改正）等も踏まえ、栄養教諭の配置を促進するとともに、学校給食における地場産物の活用促進及び米飯給食の一層の普及・定着を図る。

### ３－２ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

- 「幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業」においては、幼児期の運動促進を図るため、平成２４年３月に策定した幼児期運動指針を踏まえて、幼稚園等を対象とした地域の実情に応じた実践研究を行うとともに、その取組内容を基とした指導参考資料を作成し、全国の幼稚園・保育所等に配布。
- 平成２０年度から全国体力・運動能力、運動習慣等調査を開始し、国、地方公共団体、学校での関係施策や取組の検証を進めるとともに、調査結果に基づき子供の体力向上を推進する事業等を実施。

【参考】

（体力合計点の推移）

・小学５年男子 平成２５年度：５３．９ → 平成２７年度：５３．８

・小学５年女子 平成２５年度：５４．７ → 平成２７年度：５５．１

・中学２年男子 平成２５年度：４１．７ → 平成２７年度：４１．８

・中学２年女子 平成２５年度：４８．３ → 平成２７年度：４８．９

(昭和60年度との比較)

・50m走(小学5年男子)

昭和60年度平均:9.05秒 → 平成26年度:9.21秒

・ハンドボール投げ(中学2年女子)

昭和60年度平均:15.36m → 平成26年度:13.54m

(1週間の総運動時間が60分未満の割合)

・小学5年女子:平成25年度:21.0% → 平成27年度:13.0%

・中学2年女子:平成25年度:29.9% → 平成27年度:21.0%

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査、昭和60年度との比較については体力・運動能力調査)

- 子供の体力については、おおむね低下傾向に歯止めがかかってきているが、基礎的運動能力は昭和60年頃に比べて依然低い水準にあり、また、運動する子供としない子供とに二極化していることから、運動習慣が身に付いていない子供に対する支援の充実を促進するとともに、子供の体力を向上させるための一層効果的な取組を進める。
- 子供自身が体を動かすことの楽しさに触れ、進んで体を動かすようになるために、地域における子供の多様なスポーツ機会を充実させるための取組を推進する。

### 3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(基本施策1-1の再掲)

### 3-4 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)

### 3-5 学校における体験活動の充実(基本施策2-5の一部再掲)

### 3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実(基本施策19-2に後掲)

## 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

### 4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 —養成・採用・研修の一体的な改革—

- 平成26年7月、中央教育審議会において「1. 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」「2. これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問が行われた。この諮問を受け、教員養成・採用・研修の在り方について、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において審議・検討を行った。1. については小中一貫教育に対応した教員免許制度の在り方について平成26年11月に「これからの学校教育を担う教員の在り方について—小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—(報

告)」を取りまとめ、平成27年度通常国会において関連法案を提出し、成立した(平成28年4月施行予定)。2. については教員養成・採用・研修の一体改革や学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備等の具体的方策について、平成27年12月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の答申を取りまとめ。更に、本答申を踏まえ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを公表。

- 教職大学院の教育課程や教員組織の見直し等の具体化に向け、平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行等による大学院段階の教員養成の改革と充実、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化対応についての報告書(「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」)を取りまとめ。

→ 学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、理数教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題をはじめ、多様な課題への対応が求められている。また、子供たちに基礎的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められている。そのため、教員には、これらの課題に対応するために生徒指導・教科指導をはじめとする幅広い分野の高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう、平成27年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、教職生涯にわたって資質能力を向上させていく重要性に鑑みた教員育成の改善を図る。

→ 平成27年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、教育委員会・大学等からなる教員育成協議会の構築、教員育成指針・教員研修計画の全国的な整備、文部科学大臣による教員育成指針方針の提示、独立行政法人教員研修センターの機能強化等の検討を行う。

#### 4-2 大学・大学院における教員養成の改善

- 平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」を取りまとめ。
- 本報告書では、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行や、専修免許状取得に際しての理論と実践の往還を重視した実践的科目の各大学院の判断による必修化の促進、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化等について提言。
- 本報告を踏まえ、教職課程における情報の公表の義務付け、外国の大学において修得した単位を免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる旨の省令改正等を実施。

- また、本報告書を踏まえ、教職大学院への移行を促進するよう、教職大学院及び修士課程の組織編成に係る省令改正等を実施。
- 国立大学について、国立大学改革プランに基づき、初等中等教育を担う教員の質の向上のための機能強化を図る観点から、各大学においてミッションの再定義を行い、組織編制の見直し等を推進。

- 国立大学について、平成24年の中央教育審議会答申（教職大学院を各都道府県に設置することを提言）及び上記報告書等を踏まえ、教職大学院の設置等の組織編制の見直しを推進（平成28年度に18県18大学を新たに設置し、平成28年4月現在で38都道府県45大学（予定）。）。さらに、平成27年12月の中央教育審議会答申等の内容を踏まえ、多様な学びを提供する仕組み・学修環境の整備など、拡充期を迎えた教職大学院の在り方の検討を行う。
- 英語教育の強化や国際バカロレアなどのグローバル化に対応した教育、理数教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題対応など、学校が多様な教育課題に取り組むことが求められており、大学の教職課程において、これらの課題に適切に対応し、学校現場の実情に即して教育活動を展開していくことのできる指導力を育成することが課題となっている。また、主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力、各教科横断的な視野で指導できる力、学校段階間の円滑な移行を実現する力等、新しい指導力の養成も必要となる。これらの課題や平成27年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、学校現場の教育課題に適切に対応できる実践的指導力を育成する教員養成の在り方について検討を進める。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、教職課程コアカリキュラムの作成、学校インターンシップの導入、教職課程を統括する組織の設置や教職課程の評価の推進、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合等の検討を行う。
- 上記の検討に資するため、実践的指導力を身に付けた教員を養成するための改革に向けた調査研究を平成28年度に新たに実施する。

#### 4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

- 多様な人材の登用については、平成26年度においては、92件の特別免許状が授与されるとともに、2万61件の特別非常勤講師制度の届出がなされており、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等の活用が進んでいる。
- 平成26年6月、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を作成し、各都道府県教育委員会に対し通知。

- 平成26、27年度において「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を実施し、教育委員会が教員志望者を対象として行っている教師塾を拡充し、学生の段階から実践的指導力を育成できるよう、教師塾の指導体制の検証や、大学と連携したプログラム開発の支援を実施。また、多様な人材の活用をより促進するため、教員免許状を持たない専門的な知識・技能のある優れた人材の学校現場への登用を促進するよう、特別免許状などを活用した社会人登用の仕組みを構築の支援を実施。

- 実践的指導力を身に付けた教員を育成するため、教育委員会と大学が連携した養成・採用・研修の抜本的改革に向けた調査研究について、平成28年度は更に内容を精査して実施する。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申等を踏まえ、円滑な入職のための取組としてのいわゆる「教師塾」等の普及、教員採用試験の共同作成に関する検討、特別免許状の活用等の検討を行う。
- 優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れやすくするために、授与の際に意見を聴く者について弾力化する省令改正を行う。

#### 4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

- 平成26、27年度において「総合的な教師力向上のための調査研究事業」を実施し、教育委員会と大学をはじめとする関係機関が連携した、養成、採用、研修、管理職育成の各段階における先導的取組を支援。
- 平成27年度において、独立行政法人教員研修センターに「次世代型教育推進センター」を設置し、今後求められる新たな学びの指導方法等について、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルの構築に着手。
- 独立行政法人教員研修センターと日本教職大学院協会及び宮城教育大学と連携協力協定を締結し、大学・行政・同センターの強固なネットワーク構築に着手。
- 複数の学校種を通貫した教育、小学校高学年における専科指導の推進、小中一貫教育の制度化に対応するため、教職大学院を活用しつつ、現職教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業を平成27年度に実施。
- 教員免許更新制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるため、平成25年9月に「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を設置し、平成26年3月、現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善や、免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方等に関し、「教員免許更新制度の改善について」を取りまとめた。
- この報告を踏まえ、省令改正を行い、免許状更新講習について、これまでの必修領域を精選するとともに、学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域として選択必修領域を導入するなど、その枠

組みや内容の見直しを実施。

- 実践的指導力を身に付けた教員を育成するため、教育委員会と大学が連携した養成・採用・研修の抜本的改革に向けた調査研究について、平成28年度は更に内容を拡充し、民間教育事業者の知見の活用も含めて実施する。
- 教職大学院を活用した現職教員の研修環境の充実や隣接校種等の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業を平成28年度継続する。
- 免許状更新講習については、平成28年度から選択必修領域の内容を更に拡充するための省令改正を行う。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申等の内容を踏まえ、十年経験者研修の実施時期の弾力化、ミドルリーダー研修へのシフト、初任者研修の運用方針の見直し、メンター方式の研修の充実、教職大学院等における履修証明制度の活用等の資質能力の高度化などの検討を行う。
- 独立行政法人教員研修センターは、教職大学院等との連携協力協定の締結を更に促進し、研修の高度化に努める。

#### 4-5 適切な人事管理の実施の促進

- 教職員評価については、平成27年4月現在、一部実施を含めると全ての都道府県・指定都市教育委員会が教職員評価制度の運用・充実に取り組んでいる。一方、評価した結果の人事、給与等への反映については、教育委員会において、一層取組を充実する必要がある（全ての67教育委員会のうち、研修：30、配置転換：22、昇任：27、昇給・降給：18、表彰：21）。
- 優秀教職員表彰については、平成26年4月時点で、全ての67都道府県・指定都市教育委員会のうち、59教育委員会が実施しており、そのうち、50教育委員会が、教員以外の職員も表彰対象としている。また、16教育委員会が、被表彰者に対する給与上の優遇措置を設けている。なお、国においても、平成18年度より優秀教員表彰を実施しており、平成25年度からは事務職員等を対象に加え、優秀教職員表彰として実施。
- 指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムについては、全ての67都道府県・指定都市教育委員会が導入している。平成26年度に新規認定された指導が不適切な教員は64人であり、漸減傾向にある（平成25年度：64人、平成24年度：69人、平成23年度：73人）。
- 教職員のメンタルヘルスに関して、平成26年度の教育職員の精神疾患による病気休職者数は5,045人で、依然として高水準となっている。一方、試し出勤等の復職支援に全ての67教育委員会が取り組んでおり、53教育委員会が復職後のフォローアップに対応している。

→ 教職員評価を活用した人事管理、優秀教職員表彰の整備、指導が不適切な教員への適切な対応、教職員のメンタルヘルス対策等のため、文部科学省として、様々な機会を捉え、教育委員会に対し必要な指導を行っていく。

#### 4-6 メリハリある給与体系の確立

- 義務教育費国庫負担金の平成26年度予算において、メリハリある教員給与体系を推進するため、部活動指導手当等の増額（7億円）や給料の調整額の縮減（7億円減）等を盛り込んだ。

→ 教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある教員給与体系の確立に向けて、引き続き検討を行う。

### 基本施策5 幼児教育の充実

#### 5-1 幼児教育の質の向上

- 幼稚園の園長、地域の指導的立場にある幼稚園教員、保育所保育士、認定こども園の教員・保育士、幼稚園教員養成系大学の教員、小学校の教員等の参加を得て、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の課題や幼稚園を取り巻く諸課題に関して全国レベル及び都道府県レベルにおいて研究協議会を引き続き実施し、幼児教育の理解を推進。
- また、幼児教育にかかる教職員の養成・採用・研修の在り方や実効性のある学校評価の在り方等に関する調査研究を実施するとともに、有識者等を構成員とする検討会議を設置し、今後取り組むべき幼児教育に関する調査研究課題や必要な研究体制の在り方等について検討を行い、幼児教育に関する国の調査研究拠点を平成28年度に国立教育政策研究所に整備することとした。
- 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に当たり、質の向上の観点から、職員配置の充実等を図った（例：3歳児の職員配置を20：1から15：1に改善）。
- 認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等にかかる費用について、教育支援体制整備事業費交付金により支援。
- 子ども・子育て支援新制度において創設される、新たな幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することが原則とされているところ、その片方しか有していない場合の経過措置として、取得に必要な単位数を軽減する特例を設け、併有を促進。また、特例により保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する場合に、取得に要した経費について、教育支援体制整備事業費交付金により支援。

- 地域の実態や保護者の要請に応じた幼稚園における子育て支援活動や預かり保育を充実するため、私学助成による支援を行うとともに子ども・子育て支援新制度においても、幼稚園等が主に在園児を対象に行う「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設する等、財政支援を充実（幼稚園における子育て支援活動実施率（平成25年度実績）：約87%、幼稚園における預かり保育実施率（平成26年6月現在）：約83%）。

→ 引き続き、上記の取組を進めるとともに、更なる幼児教育の質の向上を図る。

→ 平成28年度には、より現場に近い各地方公共団体における、各施設の研修や教育内容・指導方法に関する助言を行う体制の充実など、幼児教育の質の向上に向けた推進体制を構築するための調査研究を行うこととしている。

### 5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- 平成25年4月に内閣府に設置された子ども・子育て会議における検討を受け、平成27年4月に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度を施行。私立幼稚園が新制度や認定こども園に移行するか否かは、各園が自由に選択する仕組みとしており、各園が正確な情報に基づき適切に判断し円滑に移行できるよう支援。なお、認定こども園施設整備交付金により、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業にかかる経費の一部を補助。
- 平成27年4月1日現在の認定こども園の認定件数は2,836件（平成26年度は1,360件）。
- 子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等、認定こども園制度の改善を図るとともに、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付を創設（消費税財源を活用して、質の向上を実施）。

→ 子ども・子育て支援新制度については、施行後も引き続き、施行状況を踏まえた改善に向けた検討を行っていく。

## 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

### 6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等

- 平成25年になされた学校教育法施行令の一部改正による、障害のある児童生徒の就学手続等、新たな仕組みの趣旨等について、引き続き都道府県教育委員会等に周知を図った。
- 「インクルーシブ教育システム構築事業」として、早期からの教育相談



・支援体制の構築事業（２２か所）、交流及び共同学習や地域の教育資源の組合せなどによる合理的配慮を追求するインクルーシブ教育システム構築モデル事業（７９か所）の実施、「合理的配慮」実践事例データベースの実践事例の拡充、合理的配慮普及推進セミナーの開催、医療的ケアのための看護師の配置促進等の取組を実施。

また、「特別支援教育就学奨励費負担等」として、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を実施（約１１６億円）。

- 公立小・中学校等において、いわゆる通級指導への対応など特別支援教育の充実のための教職員定数の加配措置（６，２７６人）を講じるとともに、障害のある幼児児童生徒の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置について、その配置実績を踏まえ拡充（約４万９，７００人）。
- 「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」として、障害のある生徒のキャリア教育・職業教育を推進し、就労支援の充実を図る取組を実施（４０地域）。
- 「学習上の支援機器等教材活用促進事業」として、障害のある児童生徒のための適切な支援機器等教材の研究開発支援（１５件）や支援機器等教材を活用した指導方法の実践研究（７地域）を実施し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等活用の様々な取組の情報などを集約管理し、発信するための特別支援教育教材ポータルサイトを構築。
- さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、インクルーシブ教育システム構築等の政策課題や各障害種別の個別課題に対応した研究活動を実施。
- 公立学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施（平成２７年度当初予算での補助実績：１８件）。また、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事例の普及啓発を図った。
- 公立特別支援学校の教室不足については、平成２７年１０月１日時点の調査で、全国で３，６２２教室（平成２６年１０月１日現在：３，９６３教室）が不足している。それを解消するため、公立特別支援学校については、これまでの新增築の国庫補助に加え、廃校や余裕教室を活用した新設、分校・分教室の整備に係る国庫補助を平成２６年度から実施（平成２７年度当初予算での補助実績：６４件）。
- 高等教育段階においては、国立大学については、平成２５年度より国立大学法人運営費交付金において、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上するとともに、私立大学については、障害学生の受入れや学習支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対し、既に私立大学等経常費補

助金において講じている増額支援措置を継続。

- 大学入学者選抜においても合理的配慮を行うこと等を記載した大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において要請。
- 独立行政法人日本学生支援機構においては、平成27年度に障害学生支援についての専門的なテーマに焦点を当て、各大学等の支援の充実に資する情報や意見の交換を行う専門テーマ別セミナー（2回）や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に備え、各大学等における障害学生支援体制の整備について理解促進・普及啓発を図る体制整備セミナー（2回）を開催。また、障害学生のニーズに応じた円滑な支援を実施できる教職員の養成のための障害学生支援実務者育成研修会（4回）、障害のある学生の修学支援に関する実態調査等を実施。

- 引き続き、障害のある子供が、障害の状態に応じた十分な教育を受けられるよう、教育環境の整備を進めていく。
- 国立特別支援教育総合研究所については、我が国唯一のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究・研修機能等の強化を行う。

## 6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

- 公立小・中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%程度の割合で在籍すると推定されており、「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」として、発達障害の可能性のある児童生徒を早期に発見し、早期支援を行うための研究（46地域）や各学校の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法に関する研究（7地域）を行うとともに、発達障害に関する理解促進のために拠点校を設けての実践研究（19地域）や、大学において、教職員育成における育成プログラムの開発（12大学）を実施。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センターにおいては、Webサイト等を通じて発達障害に関する研究活動や指導方法、教材・教具や支援機器、各種イベント等についての情報発信を実施。

- 引き続き、教職員の発達障害に関する知識・技能の習得に向けた取組を推進する。

## 6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化

- 「特別支援学校機能強化モデル事業」として、地域における中核拠点としての特別支援学校に必要な外部専門家（OT, PT, ST等）を配置するとともに、専門性向上のための研修等を実施（44地域）。
- 「特別支援教育に関する教職員の資質向上事業」として、特別支援学校

教諭免許状の取得に資するよう、発達障害を含む多様な障害や重度・重複化に対応する指導や支援の在り方等についての専門的な研修を実施（17大学）。

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、各都道府県等における指導者養成に向けた研修事業、各都道府県等に対する教育相談支援を実施。

→ 引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実に努めるとともに、特別支援学校のセンター的機能の強化に向けて、外部の専門家（ST、OT、PT等）の活用等を推進する。

#### 6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実

- 海外に在留する日本人が帯同する義務教育段階の子供の数は増加傾向にあり、これら子供が通う日本人学校等へ教員を派遣するとともに、義務教育教科書の無償給与、派遣教員のいない補習授業校への巡回指導など、教育環境整備を実施（平成27年度派遣教員数：1,215人、平成27年度巡回指導：33校）。
- 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の構築を促進するため、「日本語能力測定方法」及び「研修マニュアル」の普及、また各自治体が行う取組を支援する事業を実施（平成27年度実施は53地域）。
- 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正（平成26年4月1日施行）。
- 景気後退等の影響により、不就学・自宅待機等となっている外国人の子供の公立学校等への転入を促進する「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）を平成21年度から平成26年度まで実施した。本事業を通じ、約4,300人が公立学校等へ就学。

#### 【参考】

・海外に在留する日本の子供（学齢段階）の数の推移

平成21年度：6万7,318人→平成27年度：7万8,312人

- 海外で学ぶ子供たちに対しては、引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等、教育機会の確保及び教育環境を充実させる。
- 全都道府県に対する、「日本語能力測定方法」等の活用の普及及び「特別の教育課程」が円滑かつ着実に実施されるための啓発を引き続き行う。
- 平成27年11月に設置した「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について報告を取りまとめる予定。
- 平成27年度より、不就学や不登校となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において行う自治体を支援する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施することとしている。

## 基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

### 7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等

- 平成27年度全国学力・学習状況調査を国語、算数・数学に理科を加えた3教科での悉皆調査で平成27年4月に実施し、同年8月に調査の結果を公表した（平成27年度調査：小学校2万212校、中学校1万152校が参加）。調査結果を活用した教育委員会や学校等における教育施策や教育指導の改善・充実に向けた一層の取組を促すため、①具体的に授業を改善する際の参考となる「授業アイデア例」の作成・配布、②調査結果を踏まえた指導改善のための説明会の開催、③教育委員会、学校における優れた取組の普及、④教科に関する調査と質問紙調査のクロス集計等を行い、学校の指導状況と学力の関係などを分析した報告書の作成・配布などを実施。
- 学校評価については、各学校や設置者の取組の参考に資するよう、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を策定し、実効性ある学校評価の実施に向けて普及・啓発を実施。また、平成27年度予算において、学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及するための経費を計上しているほか、学校評価の中核を担う教育委員会職員や学校の職員、保護者や地域住民等に対する研修（学校評価推進フォーラム）を平成27年10月に実施。

- 平成28年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学の2教科での悉皆調査を4月に実施。また、国語、算数・数学の2教科での抽出による経年変化分析調査を5～6月に実施。教育委員会や学校が教育施策や教育指導の改善・充実を図るために、より全国学力・学習状況調査の結果を活用しやすくなるよう、結果提供の方法を改善していく。
- 小中一貫教育を実施する学校において学校評価ガイドラインの改訂を実施。平成27年度内に改訂を行い、公表する予定。

## 成果目標 2（課題探求能力の修得）

### 基本施策 8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

#### 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

- 平成27年度予算において、
  - ・学生の能動的学修や体系的な教育課程の編成などに積極的に取り組む国立大学に対する支援（国立大学法人運営費交付金等（平成27年度予算：1兆1,006億円）の内数）
  - ・全学的・組織的に大学教育の質的転換等の改革に取り組む私立大学等に対して、経常費・設備費・施設費による一体的な支援（私立大学等改革総合支援事業（平成27年度予算：201億円）の内数）
  - ・学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援（大学教育再生加速プログラム（平成27年度予算：12億円）の内数）等を計上した。

- 就職・採用活動開始時期変更について、平成25年4月に内閣総理大臣より経済団体に対し、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に見直すよう要請（同内容は日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）にも盛り込まれており、（一社）日本経済団体連合会においては、平成25年9月に同戦略に則した形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」を策定）。

さらに、平成25年11月に再チャレンジ担当大臣・文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計447団体に対し、総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう、傘下団体・企業への周知徹底・協力を要請。

大学等に対しては、平成25年4月に文部科学大臣より、国民や社会の期待に応える人材を育成するため、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請するとともに、通知や説明会等を通じ、就職・採用活動開始時期変更の趣旨について周知を図った。

また、平成27年1月に内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計443団体及び大学等に対し、就職・採用活動時期変更について再周知の要請等を実施。

その後、（一社）日本経済団体連合会が、平成27年度の就職・採用活動の実態や経済界の要望等を踏まえ、平成27年12月に、「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを改定し、平成28年度の採用選考活動の開始時期を卒業・終了年度の6月とした。

これらを受けて、平成27年12月に内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含

めた主要経済・業界団体等計441団体及び主要求人情報サービス会社約520社に対し、採用選考活動の実施に当たり、学生に対する授業、試験、留学、教育実習等への配慮等について、要請を実施。

(大学改革への支援について)

→ ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)の一体的な策定・公表を各大学に義務付けるとともに、各大学が三つのポリシーを策定及び運用する際の指針となるガイドラインを策定する。また、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める。

(就職・採用活動開始時期変更について)

→ 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた取組を行う。

## 8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

- 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、ファカルティ・ディベロップメント、教学に関わるデータ分析等、専門スタッフの活用と教員の教育力の向上に関する調査研究を実施。また、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係について、平成27年度先導的大学改革推進委託事業において調査研究の実施。
- 中央教育審議会大学分科会において、大学の組織運営の在り方について審議中。

→ 中央教育審議会大学分科会の審議結果等を踏まえ、所要の制度改正を行う。

## 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

- 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、「学修成果の把握と学修成果の評価についての具体的方策に関する調査研究」を実施。
- 平成27年度予算において、高等学校や社会との円滑な接続の下、三つのポリシーに基づき、入口(入学)から出口(卒業)まで質保証の伴った大学教育を実現するため、教育内容、学習・指導方法、評価方法等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援を実施(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)(基本施策8-1の再掲)。

→ 各大学における学修成果の把握や学修成果の評価の取組を推進するため、認証評価における評価事項への位置づけ等を含め、その推進方策について中央教育審議会等において審議し、方向性がまとまったものから順次対応を実施。

#### 8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

○ 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の内容の周知を行うことにより、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着を図った。

→ 引き続き同答申の内容の周知を図り、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着に向けた取組を行っていく。

#### 8-5 大学院教育の改善・充実

○ 平成27年9月に中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」を取りまとめた。これを踏まえ、今年度中に「第3次大学院教育施策要綱」を文部科学大臣決定予定。

○ 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を33大学62プログラムに対し支援。

→ 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。

→ 卓越大学院（仮称）形成に向けて、産学官からなる検討会において、平成27年度中を目途に、分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示し、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作り等、具体化に向けた取組を開始予定。

#### 8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

○ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループを設置（平成25年9月）し、短期大学の機能の充実・再構築などを含む短期大学の在り方について審議（全8回）し、平成26年8月に「短期大学の今後の在り方について」を取りまとめた。

→ 本審議まとめを受け、関係者の意見や、高等教育における今後の改革の動向等を踏まえつつ、引き続き短期大学の振興方策について検討を行う。

## 基本施策 9 大学等の質の保証

### 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

○ 中央教育審議会等を中心に、以下の通り、大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立に向けて検討中。なお、方向性が取りまとまった事項については、順次制度改正等を実施。

#### 【設置基準】

別地・サテライトキャンパスに関する記述など大学設置基準等における抽象的基準の明確化等について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

#### 【設置認可】

大学の設置認可制度の改善について、中央教育審議会大学分科会及び大学設置・学校法人審議会における審議等を踏まえ、

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」を改正し、平成25年度審査から、学生確保の見通しや人材養成に対する社会的な需要の見通しに関する審査体制を充実するとともに、大学新設案件については理事長及び学長予定者から設置構想全体について説明を求める審査を実施
- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」を改正し、より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに、認可後に余裕を持って学生募集が行えるよう認可時期を早期化（平成28年度開設予定案件から適用）
- ・「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」を改正し、届出設置制度を適切に運用するため、学際領域の取扱い等についての制度改正等に取り組んでいる。

#### 【認証評価】

平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度については、高大接続改革の指摘を踏まえた評価項目・方法への転換（策定・公表が義務化されたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に関する評価や、各大学の自立的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価等）について、現在、中央教育審議会大学分科会において審議中。



→ 中央教育審議会大学教育部会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定。

### 9-2 大学情報の積極的発信

- 平成27年3月から大学ポートレートが本格稼働し、大学の多様な教育活動の情報を発信。また、「大学ポートレート運営会議」及び「ステークホルダーボード」等を開催し、発信情報項目の充実等、大学ポートレートの更なる改善に向けて検討を実施。

→ 「大学ポートレート運営会議」での審議を踏まえ、国内外への情報発信等の充実を図っていく。

### 9-3 大学評価の改善

- 平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度の在り方（大学におけるPDCAサイクルの機能に着目した評価、評価に関する業務の効率化等）について、現在中央教育審議会大学教育部会において審議中（基本施策9-1再掲）。
- 経済産業省は、平成25年度より産学連携拠点構築に取り組む大学等において、産業界の意見を反映しつつ、各大学の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や、産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証・検証を行う「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施。  
平成26年度は8事業者を採択。

→ 認証評価制度の改善については、中央教育審議会大学教育部会において引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定（基本施策9-1再掲）。

→ 引き続き各大学の特色に応じた評価の仕組みの構築を通じて、世界的な産学連携拠点の構築・発展を推進していく

### 9-4 分野別質保証の取組の推進

- 日本学術会議に対して審議の促進を依頼している「分野別の教育課程編成上の参照基準」について、既に第2期教育振興基本計画策定時に策定されている4分野に加え、その後新たに18分野において策定。

→ 「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定については、日本学術会議において、哲学等の未策定の分野において、引き続き策定に向けた審議を進める予定。

### 9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- 平成23年度より、単位互換等の質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」パイロットプログラム10件を実施（H23～27）。平成27年4月に上海において、キャンパス・アジアの進め方を審議する日中韓大学間交流・連携推進会議（第5回）を開催し、パイロットプログラム終了後のキャンパス・アジアの拡大と持続可能な発展の方向性などについて合意。

交流学生数（予定）：1,351名（派遣）、1,300名（受入）〈H23～27〉

交流学生数（実績）：86名（派遣）、33名（受入）〈H23〉

337名（派遣）、297名（受入）〈H24〉

367名（派遣）、374名（受入）〈H25〉

407名（派遣）、293名（受入）〈H26〉

- 平成27年6月にタイで、「第3回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、「学生交流のためのガイドライン」案について合意。

→ 平成28年度日中韓大学間交流・連携推進会議（第6回）において、キャンパス・アジアの新規プログラムの採択などについて審議予定。  
→ 2016年にマレーシアで開催する「ASEAN+3教育大臣会合」に「学生交流のためのガイドライン」を提出予定。また、同年にフィリピンで開催する「第4回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」において、新たに「留学証明のためのガイドライン」案の作成に着手。

### 9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進

- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、自己評価等の取組を推進した。

→ 専修学校では、情報公開の取組の充実や産業界等の関与を十分に確保した第三者評価の在り方等について検討を進める。

## 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

### 10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- 幼保小連携については、幼保小合同研修の在り方、幼児教育の教員の養成・研修の在り方、学校評価など、幼児教育に関する今日的課題に対する方策など幼児教育に関する様々な課題について調査研究を実施（基本施策5-1の再掲）。
- 小中一貫教育については、導入に取り組む市町村をモデル地域として指定し、全国の先進事例を研究しながら、都道府県との積極的な連携を図りつつ、好事例を創出する委託事業を実施。また、中高一貫教育については、中高一貫教育校における特色ある教育に関する調査研究を実施し、調査研究の事例を紹介。
- 大学への飛び入学等については、現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている※。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない（基本施策14-1の再掲）。

※現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は9大学、延べ123人（平成27年）

- 子供の成長に応じた柔軟な教育システムの構築については、平成26年7月に、教育再生実行会議において、小中一貫教育の制度化や大学への飛び入学者を対象とする高等学校の早期卒業の制度化、国際化に対応した大学及び大学院の入学資格要件の緩和、高等学校専攻科修了者の大学への編入学の制度化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、フリースクール等の位置付けの検討を提言。これを受け、平成26年12月、中央教育審議会において、小中一貫教育の制度化、大学への飛び入学者を対象とする高等学校卒業程度認定制度の創設、国際化に対応した大学及び大学院入学資格要件の拡大、高等学校専攻科修了者に係る大学編入学拡充を答申。
- 小中一貫教育を行う新たな学校種である「義務教育学校」の創設及び高等学校専攻科修了者に係る大学編入学拡充を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成27年6月17日に成立。関係する政省令・告示とともに平成28年4月1日に施行予定。

→ 小中一貫教育の推進に資する手引きや事例集の策定を予定。また、大学への飛び入学者を対象とした高等学校卒業程度認定制度の創設及び国際化に対応した大学及び大学院入学資格の拡大については、省令及び告示を改正予定。

## 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

- 高大接続については、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、中央教育審議会において、平成26年12月、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革に向けた「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」を取りまとめ。
- また、中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。
- 新たに導入する高等学校基礎学力テスト(仮称)及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。平成27年9月に中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告予定。
- 平成27年度予算において、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法の開発・実施等を行う大学に対する支援を計上(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)。

→ 平成32年度からの「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入等に向けて、必要な取組を実施する。

→ ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)、の一体的な策定・公表を各大学に義務付けるとともに、各大学が三つのポリシーを策定及び運用する際の指針となるガイドラインを策定する。また、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める(8-1再掲)。

### 成果目標3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

#### 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

##### 11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

(人権・環境問題・地域防災等について)

- 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座(※1)について
  - ・実施件数…平成23年度:7万4,861件(平成20年度:8万4,645件)
  - ・受講者数…平成23年度:470万3,819人(平成20年度:543万740人)
  - ・地方公共団体の関係機関(※2)が実施する学級・講座件数全体に占める割合
    - …平成23年度:10.7%(7万4,861件/70万1,221件)
    - (平成20年度:10.7%(8万4,645件/79万5,105件))

(※1) 文部科学省「社会教育調査報告」 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学級・講座

講座の例：男女共同参画社会、人権学習、環境問題、消費者教育、地域防災など

(※2) 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター  
(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

- 男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため、高校生等の進路選択に活用できるブックレットを作成・配布。
- 働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供するため、大学生等を対象としたワークショップを実施するとともに、その企画実践を支援するための手引き書を作成・配布。
- 地域の女性を対象に、学びを通じた社会参画を推進するため、グッド・プラクティスを収集、発信。  
(消費者教育等)
- 消費者教育の推進に関する法律に基づき多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、「消費者教育フェスタ」において先進事例の紹介等を実施。
- 消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約3割(平成25年度:32.7%)。また、社会教育における消費者教育に取り組んでいる教育委員会は約4割(平成25年度:43.1%)(消費者教育に関する取組状況調査)。
- 「消費者教育推進委員会」において「消費者教育に関する取組状況調査」や「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」等について分析を行い、報告書を取りまとめたほか消費者教育を実践する上でヒントとなる指導者向けの啓発資料を作成した。  
(地域参画・社会参画に係る学習について)
- 文部科学省及び総務省において、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成し、全国の高校生に配布するとともに、『私たちが拓く日本の未来』活用のための指導資料』を作成し、指導する教員等に配布。
- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った(平成26年度採択数:95件)。
- 「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を図った。(平成27年度開催数:9か所)
- 高齢者の生涯学習に関する地域の主体的な取組を促進することを通じ

て、高齢者が生涯現役社会を生きるアクティブ・シニアとして地域づくりに参画していけるよう、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する国の検討・研究成果や地域の先進的な取組事例等を活用して研究協議会を年2回開催している（平成24年度は約140名の参加者、平均満足度約84%、25年度は約190名の参加者、平均満足度約90%、26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%）。なお、内閣府が約5年に一度実施している「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、平成25年度時点で高齢者のグループ活動への参加割合は61.0%、学習活動への参加割合は14.1%となっている。

- 高校生等の主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力等を育成するため、高等学校等において、地域の関係者等と連携し、体験的・実践的な学習を行う学習プログラムの開発に係る実践研究を実施。

（スポーツ）

- 平成24年3月に策定したスポーツ基本計画に基づき、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため様々なスポーツ施策を推進。
- 学校の体育においては、教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の指導の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図った。
- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、若者のスポーツ参加促進策を実施する等の「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業」や高齢者の運動・スポーツプログラムの普及啓発等を行う「高齢者の体力づくり支援事業」、障害者と健常者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の推進等に取り組んだ。

また、スポーツ無関心層などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組などへの支援を行う「スポーツによる地域活性化推進事業」に取り組み、スポーツを通じた健康増進を推進。

加えて、総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組み、地域のスポーツ環境を整備するとともに、トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働を推進。

（持続可能な開発のための教育：ESDについて）

- ユネスコの世界的な学校のネットワークであるユネスコスクールをESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点として位置付け、その加盟校数増加、連携の強化等を実施（平成23年度367校、平成24年度550校、平成25年度705校、平成26年度913校、平成27年度（平成27年5月現在）939校）。

(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

- 我が国の男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。また、独立行政法人国立女性教育会館の機能強化も図りつつ、男女共同参画を推進する教育・学習を推進していく。

(消費生活・消費者教育について)

- 消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律の成立を踏まえ、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを受け、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成のため、引き続き、指針に基づいた取組が小学校、中学校、高等学校、大学等及び地方自治体で実施されるよう促していく。また、多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、先進事例の効果的な紹介や地方自治体における効果的な推進体制の構築が課題である。今後も、「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」や「消費者教育アドバイザーの派遣」などを通じて消費者教育を推進していく。
- 現行の「消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定）は平成29年度までを対象としており、新たな基本方針の策定に向けた検討が必要なため、地域や教育機関等における消費者教育の取組状況について調査を行う。
- 平成27年7月に第2期消費者教育推進会議が始動し、今後2年間は、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理、②若年者に対する消費者教育の機会の充実など社会情勢等の変化への対応について検討する。

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- 引き続き、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし更なる普及・啓発を図る。
- 研究協議会での国の研究成果や全国の先進的事例等の紹介を通じ、関係者や関係機関の連携を図り、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりに取り組んでいる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は、企画内容の一層の充実や、新たな連携、

共催先の模索のほか、参加者の対象を明確化したり、開催についてより積極的に周知したりするといった改善を検討する。

#### (スポーツ)

- 学校体育については、専科教員等の活用、障害のある児童生徒への障害の種類・程度に応じた配慮等が課題となっている。スポーツ実施率の低い比較的若い年齢層や、高齢者、障害者の一層のスポーツ参加機会の拡充等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、地域スポーツの振興を図るため、多様な主体と連携し、市区町村の人口規模や高齢化過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や支援策等が課題となっている。
- スポーツを通じた健康増進を推進するため、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づくスポーツの普及や、スポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組を支援する。
- 障害児・者が、地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない等の状況にあることから、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進するために、障害児・者が、身近で安心・安全にスポーツができる場として特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を行う（平成28年度予算（案）：0.2億円）。

#### 持続可能な開発のための教育：ESDについて)

- 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会が平成27年8月に取りまとめた報告書「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」や、平成28年2月にESDに関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画に基づき、関係省庁が連携して取組を推進。

### 11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- 平成25年1月に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、人づくりの”原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。
- 上記の答申を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、企業の取組を推進



する教育CSRシンポジウム、地域での持続可能な体験活動推進の仕組づくりの支援等を実施。

- また、「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所にある国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供（平成26年度利用者数：約510万人）するとともに、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成（平成27年度採択件数：5,253件）等を実施。
- 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通して諸外国の青少年と交流する事業を実施。
- 平成25年5月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「第三次基本計画」を閣議決定。
- 上記の基準等を踏まえ、学校における全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めた。また、学校・図書館・読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するために、全国各地でフォーラムを開催。子ども読書の日（4月23日）に、「子どもの読書活動の推進フォーラム」を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・団体（個人）を表彰。

【参考1】

・ 宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合

92%（H23） → 94%（H24） → 94%（H25）

（文部科学省調べ）

【参考2】

・ 学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向

1か月間全く本を読まない子どもの割合（不読率）（H27年6月）

小学生 4.5%（H24） → 4.8%（H27）

中学生 16.4%（H24） → 13.4%（H27）

高校生 53.2%（H24） → 51.9%（H27）

（全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」）

【参考3】

・ 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

市 71.1（H23） → 84.6%（H26）

町村 38.8（H23） → 55.4%（H26）

（文部科学省「都道府県及び市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果」）

【参考4】

・ 全校一斉の読書活動の実施状況（公立学校）

- 小学校 96. 2%、中学校 87. 5%【H22年5月現在】
- 小学校 96. 8%、中学校 88. 5%【H26年5月現在】
- ・ 公共図書館との連携状況（公立学校）
- 小学校 73. 8%、中学校 45. 4%【H22年5月現在】
- 小学校 76. 5%、中学校 49. 8%【H24年5月現在】

- 引き続き上記の取組を推進するとともに、体験活動は、家庭・学校・青少年関係団体・NPO・民間企業等の社会総ぐるみでの機会の創出が必要であるため、様々な主体が連携して子供に体験活動の機会を提供する取組の支援を図る。
- また、学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。
- 子供の読書活動については、第三次基本計画を踏まえ、市町村の読書推進計画の策定を推進するために引き続き上記の施策を実施するとともに、学校段階における差が依然として大きいため、中学生・高校生の読書活動の更なる推進を図る（平成34年度に不読率半減以下を目指す）。

## 基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

### 12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」において、「民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン」を取りまとめ、関係省庁と連携し、周知。
- 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行った。また、平成26年度において、新たな基準の下で修業期間を短縮した講座等、7講座を認定した。
- 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成の在り方の見直しを行っている（基本施策30-1に後掲）。

- 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドラインについて、引き続き周知を行う。
- 社会通信教育基準の改正の趣旨等に関して引き続き周知を行う。
- 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成・研修の在り方の見直しに当たっては引き続き十分な議論を行う。

## 12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた「検定試験のガイドライン（試案）」を踏まえ、自己評価・情報公開の取組の普及を促進している。平成26年度における自己評価の実施割合は、69.2%。また、平成26年度及び27年度において、検定試験における第三者評価に関する実践的調査研究を実施。
- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を実施。
- 我が国に適した青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を検討するための試行事業を実施。

→ 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において引き続き検討を行う。

→ 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を広く社会に認知してもらう普及・啓発を行う。

## 12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

- デジタルコンテンツの質の保証や普及・奨励を図るため、教育映像等審査において、新たにデジタルコンテンツ部門を設置し、教育用デジタルコンテンツの審査を実施。

→ 教育上価値が高いデジタルコンテンツの普及・奨励を図るため、引き続き上記審査を実施する。

### 成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

#### 基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

### 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

- 初等中等教育段階では、学校において教育課程の内外を通じた学習や活動における体系的・系統的なキャリア教育の実践を促進するために、教員向けの手引等の配布や研修用動画の配信、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催等を実施。

- また、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入れ先の開拓等を行う地域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」や、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を書き込めるサイトの運営等を実施。
- 平成26年4月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成9年9月に当時の文部省、通商産業省、労働省の3省で作成）」を文部科学省、厚生労働省、経済産業省で改訂を行い、インターンシップの普及・推進を図った。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（インターンシップ等の取組拡大）」において、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や中小企業におけるインターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組織（複数の大学と地域経済団体等で構成）の活動を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図った。
- 経済産業省は、平成25年度より産業界の求める実践的能力を持った高度イノベーション創出人材の育成や産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて理系修士課程・博士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期（2か月以上）の研究インターンシップの枠組み構築を支援している。複数企業・複数大学により設立されたコンソーシアムにおいて、マッチングシステムの整備や中長期研究インターンシップに係る課題の抽出等が行われた。

→ 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている（普通科14.7%（平成20年度）→21.5%（平成26年度））。今後、外部の組織や人材と連携・協働するに当たってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、キャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討を行う。

→ 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、インターンシップの単位認定や、より教育効果の高いインターンシップ（中長期、有給等）の普及・促進に取り組む。

→ 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備に取り組む。

### 13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進。

- また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」（NQF）を構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

- 引き続き、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人等の学び直しを全国的に推進していく。
- 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらに検討を行う。

### 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）等を踏まえ、実践的な職業教育に取り組んでいるところ。
- 専門高校においては、平成25年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に行うとともに、産業現場等における長期間の実習等に取り組んでいる。また、平成26年度から新たに、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定して調査研究を実施しており、現在20校を指定（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）。
- 教育再生実行会議第五次提言を受け、平成26年10月から、有識者会議において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について議論し、平成27年3月に基本的な方向性について取りまとめた。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。
- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、自己評価等の取組を推進した（9-6の再掲）。
- 企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設。

(認定学校数：833校、認定学科数：2,540学科(平成28年2月19日現在))。

- 平成27年度から「産学連携サービス経営人材育成事業」により、大学等がサービス事業者と産学コンソーシアムを組成し、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムを産学協同で開発することに対して支援を開始。17大学等の支援を行っているところ。

- 引き続き上記の取組を進めるとともに、専門高校では上記の取組の成果を取りまとめ、普及することなどを通じて、教育内容の改善を図る。
- 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる。
- 専修学校では、産学協同による教育体制の構築や産業界等の関与を十分に確保した第三者評価の在り方等について検討を進める。
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、有識者会議の取りまとめを受けて、平成27年4月に中央教育審議会に諮問しており、現在検討を行っている。
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」のために必要な経費を計上(平成28年度予算(案)：1.8億円)。

#### 13-4 社会への接続支援

- 平成25年度・平成26年度卒業者に対して、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、年度末に「未内定就活生への集中支援」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んだ。
- 平成27年度卒業予定者の平成27年12月1日現在の大学(学部)の就職内定率は80.4%となっており、前年同期に比べて、わずかではあるが上昇している。しかし一方で、未内定の学生が一定数存在していることから、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成28年1月から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んでいる。
- また、政府においては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けて取り組んだ(8-1参照)。
- さらに、平成27年10月より順次施行している青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、若者の適職の選択に必要な職場情報の提供の仕組みを創設する等の措置を講ずるとともに、文部科学省と連携して、労働法制の周知や中退者に対する就職支援の強化に

取り組んでいる。

- 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた検討を行うとともに、雇用のミスマッチの解消に向け、関係省庁と連携した取組を行う。
- 引き続き、学生等の就職・採用活動を支援するための環境整備に向けて、若者雇用促進法の円滑な施行と着実な実施を行う。

### 13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）等を踏まえ、専修学校、大学、大学院等が産業界と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用（大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする（同学種（例：学部→学部）間の再貸与の制限の緩和））など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んだ。
- 平成27年7月に、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズに応じた大学・大学院・短期大学・高等専門学校における実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定する制度を創設し、同年12月に制度創設後初めて123課程を認定した。
- 放送大学では、約9万人の学生のうち有職者が65.1%（平成27年度）を占めており、資格関連科目等、社会人の学び直しに対応した教育内容の充実を図った。また、放送授業科目について、インターネット配信を実施するとともに、スマートフォン・タブレット端末等向けの配信を実施。さらに、平成27年度からはオンライン授業を開講し、働きながらも学びやすい環境の整備に取り組んでいる。  
また、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する、履修証明制度に基づいた科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を実施している。

- 引き続き、専修学校、大学、大学院等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する。
- 引き続き、「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度を活用し、大学等における社会人の学び直しをより一層促進していく。
- 平成27年4月より「誰もが学び続け、活躍できる『全員参加型社会』の実現のための政策連絡会議」を開催し、教育行政と労働、福祉行政の連携強化のため、文部科学省と厚生労働省が中長期的な視点に立った政策協議や、情報共有・連絡調整などを実施。
- 放送大学においては、オンライン上でディスカッションやレポートを実施する授業(オンライン授業)や放送授業等により、女性のキャリアデザインなど社会的ニーズを踏まえた授業科目や資格関連科目等の充実に取り組む。



## 基本的方向性 2：未来への飛躍を実現する人材の養成

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

#### 基本施策 14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

##### 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- 現在、高等学校に 2 年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない。
- 現行の飛び入学制度は平成 9 年度に導入。これまで導入した大学は 9 大学（うち 1 大学は 26 年度より募集停止）、延べ 123 人（平成 27 年）。
- 高等専門学校教育の高度化及び深化に向けて、高等専門学校の全ての学生が修得すべき到達目標を設定したモデル・コアカリキュラムの導入に向けた取組を推進。
- 急速な社会経済のグローバル化を踏まえ、国際的に活躍できる実践的技術者を育成するため、高等専門学校教育のグローバル化に向けた取組を実施。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成 26 年度は 2 校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。

→ 大学への飛び入学者を対象とする高等学校卒業程度認定制度の創設についての中央教育審議会答申（平成 26 年 12 月）を踏まえ、必要な制度改正等を行う。

→ 高等専門学校固有の機能の充実強化に向け、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化を推進する施策を講じる。

##### 14-2 理数系人材の養成

- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、平成 27 年度は 203 校を指定し支援（平成 26 年度：204 校）。
- 将来の科学技術を支える理数系人材を輩出するため、①中高生の科学部活動の取組等の支援や、②教育委員会が大学等と協働し、教員の研究指導力の向上を図る機会を提供する「中高生の科学研究実践活動推進プログラ

ム」を推進。平成27年度は①科学部活動等支援115件、②教員の研究指導力向上に向けた取組5件を選定。

- 科学の甲子園ジュニアや科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレの開催・支援により、理数好きの生徒等の裾野を拡大するとともに、切磋琢磨する場を提供。
- 将来グローバルに活躍しうる次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学等の場を活用して意欲と能力のある中高生等を育成する「グローバルサイエンスキャンパス」を推進。平成27年度は5件を選定。
- 女子中高生の理系進路選択を支援するため、女性研究者等と女子中高生の交流の機会の提供や、実験教室、出前授業等の取組を行う大学等を支援する、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を推進。平成27年度は9件を選定。
- 「次世代の科学技術イノベーション人材の育成について（これまでの検討の整理）」を平成27年8月3日にとりまとめた。
- 今後の理工系人材の育成・確保のため「理工系人材育成戦略」を平成27年3月策定。同戦略の充実・具体化を図るため、平成27年5月に「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」を設置。同会議において、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進方策等について、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応を検討している。
- 「国際原子力人材育成イニシアティブ（公募事業）」として、大学、高専機構、民間企業等が実施する学生等を対象とした高度原子力教育や放射線取扱実習等の取組を通じて、原子力の基盤と安全を支えるために必要な幅広い原子力人材の育成を目指している。平成27年度予算において27件の取組を支援。
- 「宇宙航空科学技術推進委託費（公募事業）」として、小中学生から大学院生まで、それぞれのレベルに応じた教材開発、実験機会の提供等を通じて、将来の宇宙航空に携わる人材の育成を目指している。平成27年度については5件の事業を選定。

→ 次代を担う科学技術人材の育成・確保のため、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばすための支援策の充実に向けた検討を行う。

→ 「理工系人材に関する産学官円卓会議」において、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応について、「理工系人材育成に関する産学官行動計画」として取りまとめる予定。

### 14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成

(スポーツ)

- 2020年東京オリンピック競技大会で活躍が期待される次世代アスリ

ートの発掘・育成など戦略的な選手強化を実施。

(文化芸術について)

- 将来の我が国の文化芸術振興を担う人材を育成するため、「新進芸術家海外研修制度」(平成27年度：88名)において、我が国の新進芸術家等が海外で実践的に研修する機会を提供しているほか、新進芸術家等が基礎や技術を磨くために必要な公演、展示やセミナー・ワークショップ等研修機会を提供する「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」(平成27年度：73事業)を実施。また、多彩な芸術文化活動を支える高度な専門性を有したアートマネジメント(文化芸術経営)人材の養成を推進するため、「大学を活用した文化芸術推進事業」(平成27年度：23事業)において、芸術系大学等による公演・展示等の企画開催を含めた実践的なカリキュラムの開発・実施を支援。
- 劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施(採択件数：平成27年度172件)。
- 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が実施する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援する「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」を実施(採択件数：平成27年度125件)。
- 子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「文化芸術による子供の育成事業」を実施している。(文化芸術団体による巡回公演：平成27年度1,819公演、学校への芸術家派遣：平成27年度2,589件(暫定))。

→ 引き続き、2020年東京オリンピック競技大会において活躍が期待される次世代アスリートの育成・強化を図るため、平成28年度においても、「競技力向上事業」の中で平成27年度と同様の取組を実施予定。

※「競技力向上事業」

うち戦略的選手強化

(平成28年度予算(案)87億円の内数)

→ 引き続き、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図ることや、地方公共団体が企画する人材養成に資する文化芸術の創造発信事業への支援、義務教育期間中の子供たちが文化芸術に触れる機会を拡充する。

## 基本施策 15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

### 15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

- 我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。平成27年度の支援対象は、DC（博士課程後期の学生）4,515人、PD（博士の学位取得者等）1,126人。
- 複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、若手研究者等の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る仕組みを構築する大学等を支援。平成27年度までに10件の取組に支援を実施。
- テニユアトラック制（公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組）を実施する大学等を支援。平成27年度までに58機関に支援を実施。
- 博士人材の多様なキャリアパスを切り拓くため、ポスドクターを対象に、企業等における長期インターンシップ（3か月以上）の機会の提供等を行う大学等を支援。平成27年度までに36大学に支援を実施。
- 女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。平成27年度までに120件の取組に支援を実施。
- 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援。

- 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。
- 第5期科学技術基本計画や、博士課程（後期）の学生に対する経済的支援の実施状況も踏まえつつ、優れた学生が将来への見通しを持って大学院で学べるよう、経済的支援の更なる充実を図る。
- 科学技術・学術審議会（人材委員会）において、若手研究者の育成・研究環境整備や、研究者全体の流動性を促す仕組の構築、指導的立場における女性研究者の活躍促進等に向けて行われた提言も踏まえ、卓越研究員制度の創設の検討を行った。今後、第5期科学技術基本計画に基づき、卓越研究員制度をはじめとした科学技術イノベーション人材育成施策が講じられることとなる。

## 15-2 大学等の研究力強化の促進

(世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI))

- 大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る国際研究拠点の形成を目指す「世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)」を平成19年度より推進している (平成27年度は9拠点を支援)。

(頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)

- 「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」の実施を通じて、海外のトップクラスの研究機関と研究者の派遣・受入れを行う大学等研究機関を重点的に支援 (平成27年度に支援を行った大学等研究機関数は64件 (継続課題52件、平成27年度新規採択課題12件))。

(共同利用・共同研究拠点)

- 共同利用・共同研究拠点 (以下、「拠点」という) の取組について、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援。国立大学の拠点について、既存拠点の期末評価を実施するとともに、平成28年度からの拠点として77拠点 (新規9拠点、更新68拠点) を認定 (平成28年1月現在、国公私立49大学99拠点)。

(大規模学術フロンティア促進事業)

- 国際的競争と協調による国内外の多数の研究者が参画する学術の大規模プロジェクトを、学術版「ロードマップ」で示された優先度に基づき、戦略的・計画的に推進する「大規模学術フロンティア促進事業」により、新たに位置付けられたプロジェクト「新しいステージに向けた学術情報ネットワーク (SINET) 整備」を含む10プロジェクトを支援。

- 年次計画に基づき、評価の実施時期に該当するプロジェクトの主要な研究テーマの進捗状況及び成果の評価等を実施。

(国立大学等における先端研究設備の整備)

- 火山災害の軽減に資する研究の充実・強化のために必要な経費を平成27年度補正予算において計上。

(研究大学強化促進事業)

- 世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力強化の促進に資するため、平成25年度から「研究大学強化促進事業」を実施し、22の支援対象機関の研究力強化の取組を支援 (支援期間10年間、支援規模2~4億円/年)。平成27年度は、事業の着実な実施を促進することを目的としたフォローアップを実施。

(科学研究費助成事業)

- 平成27年度は、「国際共同研究加速基金」の創設による国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、「特設分野研究基金」の創設による新しい審査方式の先導的試行の充実等に取り組むなど、科研費の抜本的な改革に着手。また、第5期科学技術基本計画の期間 (平成28~32年度) を展望した改革の基本的な考え方や工程を示した「科研費改革の実施方針」

を策定。

(世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI))

→ 平成28年度において引き続き9拠点の支援を行う。

(頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)

→ 平成28年度においては48件程度の大学等研究機関に支援を行うことで、引き続き海外の研究機関との国際研究ネットワークの戦略的な構築を図り、国際的な頭脳循環の促進に取り組む。

(共同利用・共同研究拠点)

→ 拠点の取組について、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援。

→ 平成25年度から認定されている公私立大学の拠点について、中間評価を行う。

(大規模学術フロンティア促進事業)

→ 平成28年度は、平成27年度の東京大学宇宙線研究所 梶田隆章氏のノーベル物理学賞受賞に直接貢献した宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」の観測を含む10プロジェクトについて引き続き支援を行う。

(研究大学強化促進事業)

→ 平成28年度は、平成25年度に採択された22機関について引き続き支援を行うとともに、平成29年度に行う中間評価の実施方針の検討に着手する。

(科学研究費助成事業)

→ 平成27年度に策定した「科研費改革の実施方針」に基づき、平成28年度中に、新たな学問領域の創成や異分野融合などにつながる挑戦的な研究を促進することとし、大胆な挑戦的研究を見出すためのプログラムについて公募・審査を開始する。加えて、審査区分(分科細目)の大括り化と総合審査方式などの新しい審査方式を組み合わせた、新たな審査システムの平成30年度からの導入に向けた準備を進め、本年中に見直し内容を決定する予定。

(競争的資金制度)

→ 複数の競争的資金制度における研究費の合算による共用設備の購入について、合算使用の条件等を関係府省間で今後検討予定。

### 15-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進

○ イノベーション創出に向け、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発や、知的財産の活用などを推進。

○ 「革新的イノベーション創出プログラム (COI STREAM)」では、18のCOI拠点において、将来社会のビジョンからバックキャスト

で研究開発課題を設定した上で、既存の概念を打破し、革新的な研究成果に基づく実用化を目指した産学連携によるアンダーワンルーフでの研究開発を集中的に実施。

- 「産学官連携リスクマネジメント推進事業」を通じて、全国の大学等における産学官連携リスクマネジメント体制の整備・システム構築の支援を実施。

→ 大学自身による知的財産戦略を策定しそれに応じた自律的な知的財産マネジメントを行うことを促す。

→ 平成27年度は、トライアルからCOI拠点に昇格した拠点も含め、プログラム全体のビジョン実現に向けた若手人材育成支援等の取組を加速させる（平成28年度予算（案）：89億円（平成27年度予算額：82億円））。

→ 引き続き、「産学官連携リスクマネジメント推進事業」を実施する。

## 基本施策16 外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

### 16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

（初等中等教育段階）

- 「外国語活動・外国語教育の教材整備等」事業において、平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施のため、平成24年度から外国語活動用教材“Hi, friends”を作成・配布するとともに、教員の指導力向上のための英語教育活動事例集を配布。
- 英語教育強化推進事業として、各都道府県に合計141校の拠点校を設け、新学習指導要領の着実な実施を促進するとともに、優れた取組への支援を実施。また、拠点校の生徒を中心に、生徒の英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力の把握・分析を行った（平成26年度「英語教育実施状況調査」では、生徒の英語力の目標を達成した割合は、中学三年生34.7%、高校三年生で31.9%。求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合は、中学校教員で28.8%、高校教員で55.4%）。
- 「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」を受け、平成24年7月にポータルサイト「えいごネット」（文部科学省の協力の下、（財）英語教育協議会（ELEC）が運営）を開設し、英語教育に関する情報を提供。
- 初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育改革を計画的に進めるための「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表（平成25年12月）。
- 「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を具体化するため、

平成26年2月に有識者会議を設置し英語教育の在り方に関する検討を行い、

- ①国が示す教育目標・内容の改善
- ②学校における指導と評価の改善
- ③高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善
- ④教科書・教材の充実
- ⑤学校における指導体制の充実

の五つの改革に関する提言「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を平成26年9月に取りまとめ。

- また、上記報告を受け、「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能の評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用の在り方について検討・協議を行う、学校関係者、専門家、英語の資格・検定団体、経済団体等からなる「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」を平成26年12月に設置し、同年3月には、資格・検定試験の活用促進に係る行動指針が同協議会で決定された。
- 我が国における国際バカロレア（IB）の普及・拡大のため、国際バカロレア機構との協力の下、平成26年度に引き続き、国際バカロレア・ディプロマプログラム（DP）の科目の一部を英語とともに日本語でも指導可能とする「日本語DP」の開発・導入を進めた。
- また、平成25年度から国際バカロレアに対応するために必要な教員の確保に向けた取組（教員養成ワークショップの国内開催、外国人に対する特別免許状の円滑な授与等）、IBの導入を促進するための教育課程の特例措置の新設、国内の大学入試におけるIBの活用促進、IB認定のための手引きの作成、IBに係る積極的な広報等を実施（現在、国内の国際バカロレア認定校等（DP校）は37校（認定校26校、候補校等11校）。（高等教育段階）
- 平成27年5月に入学者選抜においてTOEFL等の活用を推奨することなどを記載した平成28年度大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において入学者選抜におけるTOEFL等の活用について説明を実施。平成26年度大学入学者選抜において、273大学が活用。
- 平成24年度より実施している「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」において、採択42大学に対して、学生のグローバル力を強化するための組織的な取組の一つとして、TOEFL等の外部検定試験の活用を含め、高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価を行う入試の導入を促進。
- TOEFL等の入学者選抜等での活用など、国際化に取り組む大学をスーパーグローバル大学として重点支援（平成27年度予算額：77億円）。



(初等中等教育段階)

- 生徒に求められる英語力や学習の状況を全国的に把握・分析し、その結果を指導の改善に活用するためには、全国の学校を対象とした無作為抽出による調査の実施が必要。この課題に対応するため、外部検定試験実施団体と連携し、生徒の英語力を把握分析・検証するための調査を昨年度に引き続き実施し、昨年との結果との経年比較を行うとともに、昨年度対象であった高校3年生に加え、今年度は新たな中学3年生も対象とした調査を実施する(平成28年度予算(案):約0.6億円)。
- 平成26年9月に英語教育の在り方に関する有識者会議が取りまとめた報告を踏まえ、英語教育指導者の英語指導力を強化するため、外部専門機関と連携し、教員等の英語力・指導力を向上するための研修を実施する事業や、全国の教育委員会や大学で行われている英語教員の英語力・指導力の強化策を調査し、効果的なモデルプログラム開発を行う。また、小学校英語教育の教科化や中・高等学校の英語教育の目標や内容の高度化など、現行の教育課程の基準によらない先進的な取組の支援等を行う(平成28年度予算(案):約11.5億円)。
- 各都道府県ごとに目標を達成するための「英語教育改革プラン」(英語担当教員及び生徒の英語力等)の策定・実行によるPDCAサイクルを構築し、
  - ①平成27年秋:各都道府県の「英語教育改善プラン」の策定を要請
  - ②平成28年春:各都道府県の「英語教育改善プラン」の公表
  - ③平成28年度中:各都道府県のプランとその効果の分析・検証及び国の目標達成状況の分析・検証
  - ④平成29年度中:レビューし、第3期教育振興基本計画の新たな目標設定の4点を実施する。

(高等教育段階)

- 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」について、平成28年度に実施する平成27年度のフォローアップにおいて、語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組状況を把握するとともに、引き続き促進する。

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- 高校生の留学促進事業により、各都道府県に対して留学支援を実施(平成26年度:長期派遣273人、短期派遣1,109人、42都道府県)。
- グローバル人材育成の基盤形成事業により、各都道府県が行う留学フェア等の開催に係る経費の補助を実施(平成26年度:留学フェア等開催回数38回(24都道府県))。

- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、外国人留学生受入れの重点地域等及び対応方針を設定。
- 国内外の学生の交流促進や住環境の機能充実に図るため、平成26年7月に「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ。
- 日本全体で若者の海外留学への機運を高めるため、官民協働海外留学推進戦略本部を立ち上げ、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を開始。イベントの開催等留学の魅力や方法を伝えるための取組を政府だけではなく、官民協働で実施。
- 官と民が協力した海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」を平成26年度に創設。第1期から第4期までに計1,420人を採用し、順次派遣を開始している。平成27年度より高校生コースを開始し、第1期生として303人を採用し、順次派遣を開始。また、地域に定着するグローバル人材を育成するため「地域人材コース」を平成27年度より開始し、11地域事業を採択。

- 外国人留学生の受入れを促進するため、戦略的な受入れを行うとともに、「留学生30万人計画」の実現に向け、奨学金の充実、住環境等の生活支援、日本国内での就職支援等の受入れ環境の充実、留学コーディネーターの配置や現地で入学許可を出す仕組みづくり等による「攻め」の留学生施策を実施する。
- 意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人から12万人へ）を目指すため、引き続き留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図る。

### 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

（高校）

- 高校段階からグローバル・リーダーを育成することを目的とするスーパーグローバルハイスクールを整備・支援するため、平成26年度に56校、平成27年度に56校を指定。

（大学等）

- 平成24年度より実施している「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」採択42大学において、英語での授業の実施率、外国人教員数、海外で学位を取得した教員数に係る達成目標を設定。5年間で事業全体として5万8,192人の学生を派遣予定。
- 平成23年度より実施している「大学の世界展開力強化事業」採択60プログラムにおいて、日本からの派遣学生数と海外からの受入れ学生数に係る達成目標を設定。9年間で事業全体として2万616人（派遣11,

498人、受入9,118人)の学生を交流予定。

- 平成26年度に新規採択を行った「スーパーグローバル大学創成支援」37件において、世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学や国際化を牽引するグローバル大学を重点支援し、大学教育の国際通用性の向上、研究力向上にも繋がる国際的な環境基盤の整備を実施。(平成27年度予算額:77億円)。
- 中央教育審議会の議論を踏まえ、平成26年11月に外国大学とのジョイント・ディグリーを実施するための大学設置基準等を改正。
- 平成25年10月に、文部科学省に設置した「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」が意見を取りまとめ、希望する学生がギャップイヤー・プログラムを経験できる環境を整備するという方向性が示された。これを受けた支援策として、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援(大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数)を計上。
- 平成26年12月に中央教育審議会において「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」が取りまとめられ、我が国として留学生等を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学・大学院入学資格要件(12年又は16年の教育課程の修了)の拡大に係る制度改革の方針(大学入学資格:文部科学大臣が対象国を指定、大学院入学資格:認証評価を受けた3年以上の学士課程の学位を有している場合)が提言された。  
(職業教育の質保証等)
- 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を構築。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

(高校)

→ 平成28年度には、平成26年度、平成27年度に指定した112校に加えて、7校程度の新規指定を行い、引き続きグローバル・リーダー育成に取り組む高校等を支援するとともに、平成26年度に指定した56校の中間評価を実施する(平成28年度予算(案):11億円)。

(大学等)

→ ①「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」、②「大学の世界展開力強化事業」、③「スーパーグローバル大学創成支援」それぞれの事業において、平成28年度に実施する平成27年度のフォローアップにおいて、目標の達成状況を把握するとともに、目標の達成を促す。

(職業教育の質保証等)

→ 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、その方策について更に検討が必要。

#### 16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化(基本施策9-5の再掲)

## 基本的方向性 3 : 学びのセーフティネットの構築

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

#### 基本施策 17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

##### 17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- 幼児教育に係る保護者負担の軽減については、幼稚園就園奨励費補助による支援を行っており、平成 27 年度については、前年度に引き続き低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図った。
- なお、子ども・子育て支援新制度の下創設された施設型給付についても、保護者の所得状況に応じた負担軽減を図っている幼稚園就園奨励費補助事業と同様の措置を講じている。

→ 幼児教育無償化については、平成 27 年 7 月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における今後の取組の基本方向を踏まえ、平成 28 年度予算(案)においては、低所得世帯について、①第 1 子の年齢に関わらず、保育料を第 2 子半額・第 3 子以降無償とし、②ひとり親世帯等への保育料軽減を拡充することとしており、今後も、関係府省と連携しつつ幼児教育無償化の段階的な推進に取り組む。

##### 17-2 義務教育に係る教育費負担軽減

- 義務教育の無償制、教科書の無償配布に加えて、就学援助を通じ、経済的困難を抱える家庭に対する支援を継続的に実施(国は要保護児童生徒への支援の 1/2 を補助)。

#### 【参考】

##### ・義務教育段階の就学援助

##### (要保護児童生徒への支援)

※平成 26 年度国庫補助予算額 約 8 億 4,000 万円(対前年度比約 2,000 万円増)

※平成 24 年度の要保護児童生徒数は 15 万 2,947 人、対前年度 887 人増加。

同援助率は 1.54%、対前年度 0.03 ポイント増加。

##### (準要保護児童生徒への支援)

※平成 24 年度の準要保護児童生徒数は、139 万 9,076 人、

対前年度 1 万 6,695 人減少。同援助率は 14.10%、対前年度 0.03 ポイント増加。

→ 各市町村が実情に応じて実施している就学援助制度については、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことを踏まえ、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するなど、就学援助の適切な運用等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

### 17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- 平成25年に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正の課題に対応するため、「高校授業料無償化制度」に所得制限を設ける法改正を実施。平成26年4月より新制度を実施（平成28年度予算（案）：3,710億円）。
- 高校生等奨学給付金においては、平成27年度に生活保護受給世帯における補助対象の拡大及び非課税世帯における給付額の増額を図った。平成28年度に向けては、非課税世帯第1子の給付額の増額を要求（平成28年度予算（案）：131億円）。

→ 新制度が着実に実施されるよう努めるとともに、引き続き高等学校段階の教育費負担の軽減を図る。

### 17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく安心して学べるよう、平成26年8月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」（報告書）を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成27年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成27年度予算額>

・貸与人員 無利子奨学金：46万人

（対前年度比1.9万人増（うち新規増8,600人））

※このほか被災学生等分7,000人

[有利子奨学金：87.7万人]

・事業費 無利子奨学金：3,125億円

（対前年度比125億円増）

※このほか被災学生等分48億円

[有利子奨学金：7,966億円]

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学について

は授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成26年度実績で約1.2万人に対して34.1億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成25年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大。

【参考】平成27年度予算

<国立大学>

免除対象人数：約0.3万人増

平成26年度：約5.4万人→平成27年度：約5.7万人

学部・修士：約4.8万人→約5.1万人（約0.3万人増）

博士：約0.6万人→約0.6万人、被災学生分：約600人

<私立大学>

授業料減免等対象人数：約0.3万人増

平成26年度：約3.9万人→平成27年度：約4.2万人

※公立大学については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

- 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を平成27年度から実施。

・ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（平成28年度予算（案）3億円／支援対象人数：約0.2万人）

→ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、学生等の経済的支援の在り方について検討し、大学等奨学金事業及び授業料減免等の充実を図る。

【参考】（独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業 平成28年度予算（案）

・ 貸与人員 無利子奨学金：47万4千人

（対前年度比1.4万人増（うち新規増6,000人））

※このほか被災学生等分5,000人

[有利子奨学金：84.4万人]

・ 事業費 無利子奨学金：3,222億円

（対前年度比98億円増）※このほか被災学生等分36億円

[有利子奨学金：7,686億円]

【参考】国立・私立大学の授業料減免等の充実にかかる平成28年度予算（案）

<国立大学>

予算（案）：320億円（前年度比13億円増）

免除対象人数：約5.9万人（前年度比約0.2万人増）

<私立大学>

予算（案）：86億円（前年度比1億円増）

免除対象人数：約4.5万人（前年度比約0.3万人増）

### 17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算（第1次及び第3次）及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（約444億円、全額国庫負担）による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成26年度においては約4万7千人の幼児児童生徒への支援を実施。
  - 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えることや行政事業レビューの結果を踏まえ、従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」（約80億円）を創設。
  - また、被災地において通学困難となった児童生徒の通学支援として、被災地からの要望等を踏まえ、スクールバス等の購入費への補助を実施。
- 【参考】平成27年度予算額 2,000万円
- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図った。

→ 東日本大震災により被災した幼児児童生徒への就学支援について、被災地からの要望等も踏まえて引き続き支援を行う（平成28年度予算（案）：約80億円）。

→ 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに被災3県に所在する私立大学が実施する授業料減免への支援を引き続き行う。

### 基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

#### 18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

- 平成27年度においては、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方、授業革新による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応などに必要な500人の加配定数の改善を実施。



- 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて、スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等の就学支援を実施。

【参考】

・へき地児童生徒援助費等補助金

平成27年度予算額 約16億2,000万円（対前年度比約1億1,000万円増）

- 政府として取り組む具体的な施策を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定（18-2後掲）。

→ 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒への支援や、離島を含めたへき地の子供たち等に対する就学支援を引き続き行う。

→ 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の貧困対策に関する各施策を実施する（18-2後掲）。

## 18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

- 平成26年度の全国の国・公・私立高等学校での中途退学者数は約5万人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は約1.5%となっており、依然として相当数に上っている。
- 高校中退者に対する学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携体制の構築については、平成27年5月に、高校中退者情報を共有すること等について通知を発出する等により支援を実施。
- 平成27年度より、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」を全国約2,000中学校区で実施。また、家庭教育支援については、課題を抱える家庭も対象として、家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を全国の3,344か所で実施。さらに、地域の公民館等においては、現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、その中の「若者の自立・社会参画支援プログラム」において、公民館が地域若者サポートステーションと連携するなど、就業に課題を抱える若者等の支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った（H26「若者の自立・社会参画プログラム」採択数：11件）。
- 平成26年6月に取りまとめられた中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめを踏まえ、定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実を図るため、学習指導や進路指導等を行う人材配置への支援を実施。

いわゆる夜間中学については、平成26年5月1日現在、全国8都府県

31校に設置され、1,849人の生徒が在籍している。未設置の道県も多くあるほか、必ずしもその存在が広く知られていないという状況がある。このため、平成27年度より、既設置の夜間中学における指導の改善充実事業に加え、夜間中学に関する広報の強化と、未設置道県における新規設置の検討を支援する事業を実施。

- 高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間を過ぎた後も、卒業までの間（最長2年）、就学支援金相当分の支援を実施。
- 政府として取り組む具体的な施策を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定（18－1再掲）。また、経済的に厳しい状況にある方が多いひとり親家庭・多子世帯等の自立支援等のため、平成27年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を「子どもの貧困対策会議」において決定。

→ 学校等の関係機関とハローワーク・地域若者サポートステーションが連携し、学校中退者等への切れ目のない支援を行う。

→ 夜間中学に関する広報の強化や、既存の夜間中学における教育実践の高度化を図るとともに、未設置の全ての道県における新規設置の検討の支援を引き続き実施。

→ 「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、「幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減」と「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」（※）に取り組む。

（※）学校をプラットフォームとした子供の貧困対策に係る主な施策（平成28年度予算（案））

①スクールソーシャルワーカーの配置拡充：9.7億円（3.2億円増）

配置人数 3,047人（800人増）

貧困対策のための重点加配（新規）1,000人

※平成31年度末までの目標：1万人（全中学校区（1万校区）に1人の配置）

②貧困による教育格差の解消に向けた教員定数の措置：150人（50人増）

③地域住民の協力やICTの活用等による学習支援（「地域未来塾」）：2.7億円（3,000中学校区、新たに高校生への支援を実施）

※平成31年度末までの目標：5,000中学校区（全中学校区（1万校区）の半数）

### 18－3 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア

- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、被災県等の教育委員会からの申請を踏まえ、平成27年度においては、6県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、新潟県）に対して計1,071名（義務教育諸学校：986名、高等学校：85名）の教職員定数の加配措置を実施。
- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会

を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算（第1次及び第3次）及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（約444億円、全額国庫負担）による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園児への修学支援、小中学生に対する学用品費等の高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施しており、平成26年度においては約4万7千人の幼児児童生徒への支援を実施。

- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えることや、行政事業レビューの結果を踏まえ、従来の基金方式を見直し、平成27年度から、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」（約80億円）を創設。
- 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成27年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置（「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約27億円、全額国庫負担、復興特別会計））。

→ 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、学習支援や心のケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援を行う。

#### 18-4 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実（基本施策2-3の再掲）

#### 18-5 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底（基本施策2-4の再掲）

### 成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

#### 基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

##### 19-1 安全・安心な学校施設

- 公立学校については、耐震化のための国庫補助を行うとともに、耐震化が遅れている地方公共団体に対し大臣書簡を送付するとともに、ヒアリングを実施する等の取組を行っている。この結果、平成27年度予算事業実施後の公立小中学校の耐震化については、学校の統合や震災の影響等、各地方公共団体の個別事情により耐震対策が遅れているものを除き、おおむね完了する見込み（約98%）。

【参考】

公立小中学校施設の耐震化率 95.6%（平成27年4月現在）

- また、非構造部材の耐震対策に対しても国庫補助を行うとともに、「学

校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」の作成や講習会の開催などの取組を行っている。特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」及び「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」を作成・配布するなど対策の加速化に向けた取組を実施。平成27年度予算事業実施後の公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、学校の統合や震災の影響等、各地方公共団体の個別事情により対策が遅れているものを除き、おおむね完了する見込み。

【参考】

対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数（公立小中学校） 4, 849棟

（平成27年4月現在）

- さらに、老朽化対策について、厳しい財政状況下、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、平成25年度に創設した「長寿命化改良事業」や地方公共団体の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」、長寿命化改修の具体的手法を示した手引（平成26年1月）について、地方公共団体職員を対象とした講習会の開催などを通じて、普及啓発を図った。また、地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の具体的手法等をまとめた手引を作成。さらに、手引を基に個別施設計画を策定する地方公共団体を支援する「学校施設の個別施設計画策定支援事業」を実施。
- 学校施設の津波対策や避難所となる学校施設の在り方について、有識者会議において検討を行い、報告書「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年3月）を取りまとめ、平成27年度には、報告書の普及や最新の取組事例の紹介を行った。また、「公立学校施設における津波対策状況調査」（平成26年10月公表）を実施し、施設面での対策状況等について全国的な概況を把握した。さらに、防災機能強化の取組に対し国庫補助を行っている。
- 平成26年度から南海トラフ地震による津波対策として必要となる公立学校施設の高台への移転改築事業に係る国庫補助制度を創設。さらに、平成27年度から、改築事業について、全国における津波対策のための移転等に対する補助制度を拡充。
- 国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進しており、平成27年5月現在の耐震化率は96.4%に進捗した。（平成26年5月現在：94.2%）また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成26年8月に天井撤去を中心とした対策の一層の推進を要請する通知を発出するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。
- 私立学校については、国公立学校施設の耐震化の進捗状況を勘案しつつ、できる限り早期の耐震化完了を目指しており、耐震化を促進するため、平

成 26 年度の耐震改築事業制度の創設、補助要件の緩和、平成 27 年度補正予算における耐震化の長期低利融資に係る財政融資資金の計上など、国庫補助と融資の両面で支援を推進。

【参考】私立学校施設の耐震化率（平成 27 年 5 月現在）

幼稚園～高等学校等 83.5%

大学等 87.6%

- 引き続き、非構造部材を含む学校施設の耐震化について、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を推進する。
- また、津波対策としての避難経路の整備や移転改築への支援、避難所としての防災機能強化等についても、必要な予算を確保するとともに、講習会の実施等により、取組を一層推進する。
- 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画策定のための支援や講習会の実施等を行うことにより、老朽化対策をより一層推進する。

## 19-2 学校安全の推進

- 平成 24 年度から 26 年度まで、児童生徒等が「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災教育の手法の開発・普及等を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施し、平成 27 年度から防災教育を中心として、交通安全・防犯も含めた総合的な安全教育支援事業「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施。
- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会や教職員等に対する心肺蘇生法実技講習会を実施。また、独立行政法人教員研修センターにおいて、各都道府県で指導的な役割を果たしている指導主事等を対象に、学校事故対応を中心とした学校安全に関する研修会を実施。
- スクールガード・リーダーを活用した学校安全ボランティアの育成やボランティアによる見守り活動など、地域ぐるみで学校安全の体制整備を実施。
- 地域における推進体制の構築を促すなど、通学路の交通安全の確保についての通知を発出し、取組を促進。  
また、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、通学路の合同点検や安全対策の検討を行う「通学路安全推進事業」を実施するなど、通学路の交通安全確保のための取組を推進。  
(平成 25、26 年度)
- 中央教育審議会の下に学校安全部会を設置し、安全教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的に調査審議を行い、平成 26 年 11 月に「審議のまとめ」を取りまとめ。

- 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、これまで発生した学校管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対応について実態調査を行い、分析を実施した上で、学校事故の再発防止と事故後の対応の在り方について指針として取りまとめ、全国の学校、学校設置者等へ周知（平成26、27年度）。

- 安全教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る。
- 学習指導要領改訂に当たり、安全教育の系統的な内容を確保するために、教育課程全体の中で検討を行う。
- 安全教育に関する教職員の研修等の充実により、資質の向上を図る。
- 学校、教育委員会や道路管理者、警察、保護者などの関係が協力し、継続的に通学路の合同点検や交通安全対策を実施するよう、関係省庁と連携し支援する。

## 基本的方向性 4 : 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

### 【平成27年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

#### 基本施策 20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

##### 20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)が取りまとめられ、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等が提言されている。また、同答申を踏まえ、平成28年1月に「『次世代の学校・地域』創生プラン」が策定された。
- 平成27年度においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域社会全体で子供たちの学びを支えていくため、地域住民等の参画による「学校支援地域本部」、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等に対して地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」、放課後等に子供たちに学習や様々な体験活動等の機会を提供する「放課後子供教室」、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て実施する土曜日の教育活動等を実施し、様々な教育支援活動を実施。
- 平成27年度の実施状況は、「学校支援地域本部」が4,146本部(公立小中学校区あたりの実施率:32%)、「放課後子供教室」が1万4,392教室(公立小学校区あたりの実施率:48%)、「地域未来塾」が約2,000中学校区、「地域の豊かな社会資源を利用した土曜日の教育支援体制等構築事業」は10,412校。

→ 平成28年1月に策定された「『次世代の学校・地域』創生プラン」を基に、地域学校協働活動の推進・加速のため、制度面の整備や財政面の支援の充実等の総合的な方策により、「地域学校協働本部」を全国的に整備していく。

## 20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善を図るため、「地域とともにある学校づくり」を推進している。そのうち、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成27年4月1日時点で、2,389校（うち、小・中学校は2,271校）が指定され、前年度から470校増加した。
- 平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）を取りまとめ。同答申においては、学校運営協議会制度について教育委員会が積極的に設置に努めていくような制度とすることや、学校支援に係る役割を追加すること等の制度的見直しに加え、導入に伴う財政面・体制面の支援の充実等の総合的な推進方策が提言されている。
- また、上記答申に示されたコミュニティ・スクールの基本的方向性を踏まえ、平成28年1月に『次世代の学校・地域』創生プラン」を策定し、答申の内容の具体化を図った。
- 平成27年度においては、コミュニティ・スクールの導入が加速しつつある自治体に重点を置き、全国7会場でフォーラムを実施したり、地域とともにある学校づくりを推進するための補助事業等を実施したりするなど、コミュニティ・スクールの普及や取組の充実を図った。
- また、地域とともにある学校づくりの効果的な推進のため、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員のマネジメント力向上、実効性ある学校評価に関する調査研究を行うとともに、その普及・啓発を実施。

→ 中央教育審議会答申等を踏まえて、コミュニティ・スクールについて所要の制度的見直しを図るとともに、制度の導入に伴う体制面・財政面の支援を含めた総合的な推進方策を実施し、コミュニティ・スクールの一層の推進・加速に取り組む。

→ 地方創生にも資するよう、学校を核とした地域の魅力を創造する取組を支援するとともに、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制の下で課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築し、地域とともにある学校づくりを推進する。

→ 校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、校長や教職員等のマネジメント力向上、実効性ある学校評価システムの構築に関する調査研究等を引き続き実施し、自律的・組織的な学校運営体制の構築を図る。



### 20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決を通じた地域コミュニティ形成に資する公民館等の社会教育施設の取組を支援し、その成果の全国への波及を図り、学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成の推進を図った（平成26年度採択数：95件）。
- 「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を図った。（平成27年度：開催数9か所）
- 余裕教室を活用する場合の財産処分手続の更なる簡素化・弾力化（平成27年7月に実施）や、活用事例を掲載したパンフレットの周知などにより、余裕教室の活用促進を図った。平成25年5月1日現在、余裕教室の99.3%が活用（余裕教室活用状況の実態調査）。
- 学校施設と他の公共施設等との複合化を実施する場合の計画設計上及び管理運営上の留意点について、平成26年8月より有識者会議を設置し調査研究を実施し、平成27年11月に報告書を取りまとめた。
- 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組んでおり、現在、総合型クラブは全国に約3,500か所（平成24年7月：3,396→平成27年7月：3,550）設置、総合型クラブ設置率（全市区町村数に占める総合型クラブ設置済み及び設置準備中の市区町村数）は約8割（平成24年7月：78.2%→平成27年7月：80.8%）となっている。また、充実した活動基盤を持つ総合型クラブを拠点として、トップアスリートを周辺の総合型クラブやスポーツ少年団、学校運動部活動等に派遣し、子供たちを指導するとともに、クラブ同士のネットワークの強化を図る取組を実施するなど、総合型クラブの魅力を高め、自立化につながる取組を行っている。
- 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う公演事業等を総合的に支援することで、劇場、音楽堂等の活性化と地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施（採択件数：平成27年度172件）。

→ 引き続き、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし更なる普及・啓発を図る。

→ スポーツ基本計画（平成24年3月策定）に基づき、地域コミュニティの核となる総合型クラブを各市区町村に少なくとも一つは育成するため、地方公共団体、大学・企業等と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や

支援策についての検討を行う。

## 20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を実施。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行ない、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実にに向けた取組を実施。
- 放送大学では各都道府県に設置している学習センター等において、面接授業を3,166科目、公開講演会を552回（平成28年1月現在）実施。また、各学習センター等における大学やNPO法人等との連携や、履修証明制度に基づいた科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）の「地域リーダー人材育成プラン」の開設等を通じて、地域課題を解決する人材の育成に取り組んでいる。

- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において引き続き検討を行う。
- 地域と協働して地域課題の解決に資する実践的な公開講座を開設する等の大学の取組の在り方について検討する。
- 放送大学において、今後も学習センター等における面接授業や公開講演会等を積極的に実施することにより、地域における学習機会を提供する。

## 基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進

### 21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

- 平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学の支援として実施してきた「地（知）の拠点整備事業（COC）」を発展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施している。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実にに向けた取組を実施。

→ 平成27年度より実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を平成28年度以降も引き続き実施していく。

## 基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

### 22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- 全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進（平成27年度実施箇所数：3,322か所）。
- 社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援の取組手法の検討や関係府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図った。
- 課題を抱え孤立しがちな家庭への公民館等を拠点とした地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施（平成26年度実施箇所数：18か所）。
- 家庭教育支援における訪問型家庭教育支援手法の実証研究を行い、問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った（平成27年度実施箇所数：5か所）。
- 平成27年7月に文部科学省内に「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」を立ち上げ、訪問型家庭教育支援の関係者のための手引きを作成。
- 家庭教育支援チームによる支援を更に普及するため、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を実施。

→ 引き続き、家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進するとともに、訪問型家庭教育支援など問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法についての検討を行う。

### 22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するとともに、子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰を実施。
- 「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、睡眠習慣をはじめとする生活習慣が子供の心身に与える影響などに関する科学的知見の整理と、その普及啓発の在り方について検討し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成。

- 中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究（中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業）を実施（平成27年度実施箇所数：7か所）。
- 親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族のきずなや、家庭でのルールづくり、子供たちの基本的な生活習慣づくり、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子で話し合ったり、一緒に取り組むことを社会全体で呼びかけていくため、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を実施。

→ 引き続き、子供から大人までの生活習慣づくりについて、府省や地域、団体、企業等との連携を図りながら、全国的な普及啓発を推進する。特に、生活習慣の自己管理が可能になってくる中高生を中心とした取組の推進を図る。

## 4つの基本的方向性を支える環境整備

### 【平成27年度の主な取組と今後の方向性】

#### 基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

##### 23-1 地方の主体性，創意工夫が活かされる教育行政体制の確立

- 教育委員会の在り方に関しては、教育委員会会議における委員からの提案に基づき議題の設定するケースの増加や、議事録の公開状況の改善等、教育委員会の活性化に向けた取組の充実が図られている。
- また、今後の教育委員会の責任体制の確立等に向けて、教育再生実行会議第二次提言を受けて、平成25年12月に中央教育審議会において「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」を取りまとめた。これを受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を国会に提出し、平成26年6月に成立した。改正法は平成27年4月1日から施行。
- なお、県費負担教職員の給与等の負担の指定都市への移譲等について、「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成25年12月中央教育審議会）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月閣議決定）等を踏まえ、平成26年通常国会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、関係法律が改正され、平成29年4月1日に指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員の給与等の負担が道府県から指定都市へ移譲される予定。

#### 【参考】

##### <教育委員会会議の運営上の工夫>

- ・教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定  
（県・指定都市）平成23年度：7.6% → 平成25年度：10.4%  
（市町村）平成23年度：9.5% → 平成25年度：10.0%

##### <教育委員会会議の公開状況>

- ・教育委員会会議の議事録の公開状況  
（県・指定都市）平成23年度：98.5% → 平成25年度：100.0%  
（市町村）平成23年度：47.8% → 平成25年度：53.0%

##### 23-2 地域とともにある学校づくりの推進（基本施策20-2の再掲）

## 基本施策 2 4 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

### 2 4 - 1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

- 平成 2 7 年度予算においては、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方で、授業革新などによる教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応などに必要な 5 0 0 人の加配定数の改善を実施。
- また、多彩な人材の参画による学校の教育力向上を図る方策として、1 0, 0 0 0 人のサポートスタッフを指導員として配置する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施。

→ 平成 2 8 年度予算案に盛り込んでいる小学校における専科指導やアクティブ・ラーニング、チーム学校などの取組を着実に推進するとともに、今後の教職員定数の在り方について引き続き検討を行う。

### 2 4 - 2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築(基本施策 4 - 1 の再掲)

### 2 4 - 3 大学・大学院における教員養成の改善(基本施策 4 - 2 の再掲)

### 2 4 - 4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用(基本施策 4 - 3 の再掲)

### 2 4 - 5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化(基本施策 4 - 4 の再掲)

### 2 4 - 6 適切な人事管理の実施の促進(基本施策 4 - 5 の再掲)

### 2 4 - 7 メリハリある給与体系の確立(基本施策 4 - 6 の再掲)

## 基本施策 2 5 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

### 2 5 - 1 良好で質の高い学校施設の整備

(老朽化対策)

- 厳しい財政状況の下、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、平成 2 5 年度に創設した「長寿命化改良事業」や地方公共団体の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」、長寿命化改修の具体的手法を示した手引の作成(平成 2 6 年 1 月)について、地方公共団体職員を対象とした講習会の開催などを通じて、普及啓発を図った。また、地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の具体的手法等をまとめた手引を作成。さらに、手引を基に個別施設計画を策定する地方公共団体を支援する「学校施設の個別施設計画策定支援事業」を実施。

(エコスクール)

- エコスクールの整備に対する国庫補助、意義及び効果の普及・啓発に取り組むとともに、環境教育の教材として活用できる公立学校施設の整備推進を目的とした「エコスクール・パイロットモデル事業」や学校ゼロエネルギー化に取り組む地方公共団体を支援する「スーパーエコスクール実証事業」を実施。

【参考】

- ・エコスクールパイロット・モデル認定校

  - 平成24年度1,372校 → 平成27年度1,611校〔延べ校数〕

- ・再生可能エネルギー設備を設置する公立学校

  - 平成23年度6,191校 → 平成27年度9,839校〔延べ校数〕

(木材利用)

- 木造での学校施設の整備に関する調査研究を実施し、日本工業規格である「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」について、近年の学校施設に求められる機能の変化などに対応するよう全面改正するとともに、JIS A 3301の解説書となる「技術資料」を作成・配布。また、公立学校における木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を行っているほか、規制緩和された木造3階建て等の大規模木造校舎等で整備を行う地方公共団体の取組を支援する「木の学校づくり先導事業」を実施。さらに、講習会の開催や木材利用促進に関する地方公共団体への通知の発出など、学校施設における木材活用の意義及び効果の普及・啓発に取り組んでいる。

【参考】公立学校における木材利用の状況

平成26年度に新しく建築された学校施設（1,016棟）のうち、721棟（71.0%）が木材を使用した木の学校

〔内訳〕・木造施設 214棟（21.1%）【平成24年度 20.0%】

- ・非木造施設のうち内装が木質化された施設507棟（49.9%）

【平成24年度 55.2%】

(バリアフリー)

- 公立学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施（平成27年度当初予算での補助実績：18件）するとともに、バリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事例の普及啓発を図った。

→ 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、今後は更に地方公共団体における中長期的な再生整備の支援や講習会の実施等も行うことにより、老朽化対策をより一層推進する。その際、エコスクール、木材利用、バリアフリー化にも配慮し、質の高い学校施設整備を推進する。

## 25-2 教材等の教育環境の充実

- 「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づき学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施できるよう、10年間の「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」（平成24年度から平成33年度の10か年総額：約8,000億円）を策定し、教材整備にかかる費用の地方自治体における予算化を促した。平成27年度は800億円の地方財政措置が講じられた。
- 学校図書館図書標準の達成状況については、平成25年度末現在において、小学校60.2%、中学校52.3%となっている。学校図書館資料を充実させるため、平成24年度から28年度までの5年間で図書整備に毎年度約200億円（総額約1,000億円）、新聞配備に毎年度約15億円（総額約75億円）の地方財政措置を行う「学校図書館図書整備5か年計画」（平成24年度から平成28年度の5か年計画）を策定し、学校図書館図書の整備充実を促進した。
- 学校司書の配置について、平成26年5月現在、小学校54.3%、中学校53.0%となっている。学校図書館の活用を更に充実するため、平成24年度以降約150億円の地方財政措置が講じられ、専門的な人材配置による学校図書館の人的体制の強化を促進した。
- 教育の情報化については、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26～29年度：4年間総額6,712億円）」を策定。平成27年度は、地方自治体における学校のICT環境整備に対して、1,678億円の地方財政措置が講じられた。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図った。
- ICT環境の整備・充実を図る自治体の取組を支援するため、ICT環境の整備を図ろうとする自治体ニーズに応じて適切な助言を行う「ICT活用教育アドバイザー」を派遣。

### 【参考】

- ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数  
平成24年度：6.54人 → 平成26年度：6.4人
- ・ 普通教室の校内LAN整備率  
平成24年度：84.4% → 平成26年度：86.4%
- ・ 超高速インターネット接続率  
平成24年度：75.4% → 平成26年度：81.6%
- ・ 校務用コンピュータ整備率  
平成24年度：108.1% → 平成26年度：113.9%



→ 地方自治体に対して、通知や会議等を通じて「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」、「学校図書館図書整備5か年計画」、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」の周知を図り、安定的、計画的な整備が実施されるよう促す。また、総合教育会議における協議・調整を経て、教育行政の大綱の中で、教育環境の計画的な整備について規定するなど、積極的な取組がなされるよう促す。

引き続き、ICTを活用した地方自治体の教育の取組状況に応じた助言を行うアドバイザーの派遣などを通じて、ICT環境の整備のための取組を促進する。

## 基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

### 26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

- 教授会の役割の明確化や国立大学法人の学長選考の透明化等を内容とする学校教育法及び国立大学法人法の改正案を提出し、平成26年6月に成立。また、法改正を受けて設置した検討会議における検討を受けて、8月に施行通知等を発出、9月に全大学を対象とした説明会を開催、12月に各大学による内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施し、中間状況を把握。各大学や大学団体等からの求めに応じて、教職員研修会での説明や個別相談を随時実施。
- 国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。
- 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- 学校法人の財務情報等について、一般に閲覧可能なホームページへ掲載している法人の割合は98.6%（平成25年度）から99.7%（平成26年度）に上昇。平成27年度以降においても財務情報等の積極的な公開に努めるよう、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じ求めた。
- 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会「競争力強化に向けた大学知的資産マネジメント検討委員会」を設置し、平成27年8月に「イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について」を取りまとめ。大学が有する研究経営資源（人、モノ、金等の知的資産）を戦略的・効果的に活用する研究経営システムの確立に向けた大学経営の在り方等を示したところ。

- 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援のため、引き続き必要な予算を確保する。
- 研究経営システムの確立に資するよう、前掲15-3の「産学官連携リスクマネジメント推進事業」に加え、平成28年度より大学の研究経営資源のマネジメントを担う人材育成及びその全国的な体制構築に向けた「イノベーション経営人材育成システム構築事業」を実施する。

## 基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

### 27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

- 今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を策定（平成25年11月）。
- 各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理（ミッションの再定義）。  
先行して整理を行った医学、工学、教員養成の3分野の結果については平成25年12月に他分野に先行して公表した。また、その他の分野についても、平成26年4月に公表した。
- 第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性をとりまとめた「国立大学経営力戦略」を策定（平成27年6月）。
- 第185回臨時国会で成立した産業競争力強化法において、国立大学法人から大学発ベンチャー支援会社への出資を可能とする制度改革を実施（平成26年4月1日公布）。これを受けて、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4大学では、ベンチャー等支援会社を通じて大学発ベンチャーに対する支援を行うため、全学的な体制の整備や、ベンチャー等支援会社における技術や経営に知見のある役職員等の確保の準備を進めてきたところ。既に全ての大学において、ベンチャー等支援会社が設立されており、加えて、東北大学、京都大学、大阪大学においては、投資事業有限責任組合（ファンド）も組成され、投資事業が開始されている。
- 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方の見直しのため、文部科学省内に立ち上げた有識者検討会において議論を行い、平成27年6月15日に審議まとめを公表した。
- 「日本再興戦略」改訂2015に基づき、指定国立大学法人制度の創設を目指し、国立大学法人法の改正案を提出。

- 「国立大学改革プラン」及び「国立大学経営力戦略」に基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、特色を最大限生かした機能強化及び経営力強化を図る。

## 27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

- 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

→ 私立大学等の教育研究活性化の促進・支援のため、引き続き必要な予算を確保する。

## 27-3 国公立大学の枠を超えた大学間連携の促進

- 各大学が自らの強みを活かしつつ、他大学との連携を深める取組を支援することにより、大学全体として多様かつ高度な教育を展開。

【参考】

- ・教育・学生支援分野の共同利用拠点（平成21年度～）：46拠点を認定（平成27年4月1日現在）
- ・教育課程の共同実施（平成22年度～）：10件
- ・様々な地域・分野での課題に対して各大学が連携・共同して解決に当たる取組を支援（大学間連携共同教育推進事業）：49件

→ 国私設置形態を超えた大学間連携を引き続き支援することにより、強みを活かした機能別分化と教育の質保証を推進する。

## 27-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲）

## 27-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）

## 基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

### 28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

- 国立大学については、平成27年度予算において、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費を確保するとともに、各大学の強み・特色を活かした機能強化への取組に必要な経費を確保（国立大学法人運営費交付金：1兆945億円（対前年比177億円減））。
- また、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝・若手研究者の採用拡大などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援するなどの経費等を確保（国立大学改革強化促進事業：168億円（対前年比18億円減））。
- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、

教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

- 文部科学省では、全ての競争的資金制度について、間接経費比率を30%措置。

→ 国立大学については、引き続き、国立大学法人運営費交付金など財政基盤の確立を図るとともに、各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、3つの重点支援の枠組みを新設し、国立大学改革を更に加速（平成28年度予算（案）において、国立大学法人運営費交付金を対前年度同額の1兆945億円を計上）。

→ 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する。

## 28-2 個性・特色に応じた施設整備

- 国立大学等施設においては、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、大学等の機能強化につながる施設整備を図った。

【参考】「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成23～27年度）

- ・老朽改善整備（目標：約400万㎡→平成27年度：251.5万㎡（累計））
- ・狭隘解消整備（目標：約80万㎡→平成27年度：87.2万㎡（累計））
- ・大学附属病院の再生（目標：約70万㎡→平成27年度：76.5万㎡（累計））

- 私立大学等については、特色ある教育・研究を実施するため、施設の安全性の確保や教育研究機能の維持向上等、教育研究基盤の充実・強化に資する施設・設備の整備事業に対して支援。特に、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として、施設・設備等を重点的かつ総合的に支援。

→ 国立大学等施設については、依然として安全性・機能性の不足や老朽化の更なる進行などの課題を有し、高度化・多様化する教育研究活動に十分対応できていない状況にあることから、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、厳しい財政状況の中にあっても必要な予算を安定的・継続的に確保する。

→ 私立大学等の教育研究基盤となる施設・設備の整備に係る予算は減少傾向にあるが、早期の耐震化完了や教育研究基盤の充実・強化のため、引き続き必要な予算を確保する。

## 基本施策29 私立学校の振興

### 29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、

教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

→ 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する。

### 29-2 多元的な資金調達の促進

- 学校法人への個人寄附に係る税額控除制度を導入（平成23年）し、あわせて私立学校への寄附の促進に向けた「アクションプラン」を策定する（平成24年）など、税額控除制度を活用した寄附の促進を図った。
- 平成27年度の税制改正において、学校法人に対して個人が寄附した場合に、税額控除を適用するための、学校法人の寄附実績要件を規模に応じて緩和。
- 「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）においては、学校法人のうち、各事業年度の私立学校の経営に関する事業の費用が1億円未満の法人についても、税額控除対象法人となるための要件が緩和されることとなった。

→ 今後も引き続き、学校法人に対する寄附の促進に向けた取組を進める。

### 29-3 学校法人に対する経営支援の充実

- 著しく重大な問題を抱える学校法人への対応について、制度上の課題及び今後の対応の在り方を整理し、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において取りまとめた報告書（「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」（平成25年8月）も踏まえ、運営上重大な問題のある学校法人に対する必要な措置の命令など、解散命令に至るまでの間に段階的な措置を整備するために、私立学校法を改正。
- 学校法人会計基準を改正（平成25年4月）し、平成27年度の施行に向けて、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じて学校法人への周知を図った。
- 一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が生じたことを受け、平成27年3月に通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を各学校法人、都道府県に発出し、適正な会計処理を求めた。
- 文部科学省所管学校法人を対象に、学校法人や私立学校の諸活動に関して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭や在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施。調査結果を踏まえ、平成27年12月に通知「学校法人における会計処理等の適正確保について」を各学校法人に発出し、改めて適性な会計

処理を促した。

→ 引き続き、学校法人が自らの確な経営判断を行うことができるよう必要な経営指導・支援に取り組む。

### 基本施策30 社会教育推進体制の強化

#### 30-1 社会教育推進体制の強化

○ 中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置されたワーキンググループにおいて、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループの審議の整理」を取りまとめ。当該報告書で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事等の養成の在り方の見直しを行っている。

→ 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成・研修の在り方の見直しに当たっては、関係者からの意見を聴取しつつ引き続き十分な議論を要する。

## 東日本大震災からの復旧・復興支援

### 【平成27年度の主な取組と今後の方向性】

#### 学びのセーフティネットの構築

(児童生徒)

- 被災した子供に対する学習支援や心のケアとして、教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等を引き続き実施(基本施策18-3関係)。
- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成26年度においては約4万7千人の幼児児童生徒への支援を実施。
- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えることや、行政事業レビューの結果を踏まえ、従来の基金方式を見直し、平成27年度から、全額国庫補助の単年度の交付金事業として、「被災児童生徒修学支援事業」(約80億円)を創設。
- 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成27年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(約27億円、全額国庫負担、復興特別会計))。

(学生等)

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与。
- 東日本大震災により被災した学生を対象として、授業料減免等を行う被災3県に所在する私立大学等への支援を実施(※17-5と同様)。

(学校施設)

- 引き続き、被害を受けた学校施設の復旧を実施。(復旧が完了した公立学校の割合は98%、国立学校は96%、私立学校は99%(平成28年1月現在))。
- 津波で被災した公立学校施設の移転に伴う用地取得・造成経費を新たに災害復旧の枠組みで支援(平成23年度から補助対象)。

- 児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となる学校施設の耐震化等について、必要な予算を確保するとともに、地方公共団体等への働きかけや手引の作成・配布等を行い、取組を推進（基本施策19-1関係）。

（学校給食について）

- 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食に関する検査を支援。平成26年度においては、福島県等11県を対象として学校給食一食全体の提供後の検査等を実施。

（スポーツ機会の充実について）

- 学校において地域の様々な機関が有する人的資源を効果的に活用し様々な取組をすることにより、子供のスポーツ機会を充実し体力向上につなげる取組を実施。

（児童生徒）

- 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、心のケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援を行う。

（学生等）

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与する。
- 東日本大震災により被災した学生等の修学機会を確保するため、引き続き必要な予算を確保する。

（学校施設）

- 学校施設の復旧については、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援を行う。
- 学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策についても、必要な予算の確保等により引き続き推進。

（学校給食について）

- 児童生徒や保護者のより一層の安心確保のためには、今後も継続的に検査を実施する。

（スポーツ機会の充実について）

- 被災地の子供のスポーツ機会を充実させるためには、今後も学校体育を中心とした子供の体力向上のための総合的な取組を継続的に実施する。



## 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- 地域における絆づくり、地域コミュニティ形成に資する公立社会教育施設の災害復旧を引き続き実施。
- 被災地の自律的な復興に向けては、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。このため、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成23年度より実施し、学校や公民館等を活用して、学習活動のコーディネートを行う人材等を配置するなど、地域住民の学習・交流活動の促進や子供たちの学びの環境等の改善を図る取組に対して自治体や実行委員会を支援。平成27年度は取組内容を検証し、精査しながら事業を実施（平成27年度事業委託団体数：21団体）。
- 大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業は、被災地域の大学を中心として、地域復興センター的機能を整備し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援するため、平成23年度補正予算より被災地を中心とした14大学に対して支援。
- スポーツについては、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（スポーツ・レクリエーション活動の支援）」として、被災3県（岩手、宮城、福島）の総合型地域スポーツクラブ等（平成27年度：33箇所）において、地域の住民に対する定期的なスポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを実施し、運動不足の解消と地域コミュニティ再生のための活動の場を提供。

→ 津波等により甚大な被害を被った自治体においては、街全体の復興計画の策定、計画実行が遅れており、公立社会教育施設についても復旧計画及び復旧事業が遅れている状況。

平成28年度以降は事業内容を精査し、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」と名称を変更し、引き続き震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。

→ 仮設住宅等における住民のスポーツ・レクリエーション教室等へのニーズは高く、被災地の強い要望もあることから、事業成果の検証・評価、より効果的な事業成果をあげるための運用改善等に努めていく。

## 震災後の社会を生き抜く力の養成

- 児童生徒等が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、放射線に関する教育の支援として副読本の作成・配布を行い（平成25年度）、教職員等を対象とした研修及び児童生徒等を対象とした出前授業を実施。
- 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るため、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を拠点とした連携体制を整備し、専門人材育成コース等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を平成23年度より実施。

### 【参考】実施箇所数

平成23年度 30件

平成24年度 26件

平成25年度 14件（平成25年度より、対象を被災3県の教育機関等に限定。）

- 自然災害等に対して、自ら危険を予測して回避するための「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災をはじめとした安全教育の手法の開発・普及等を支援する「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施。
- 中央教育審議会に学校安全部会を設置し、防災教育をはじめとした安全教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的な調査審議を行い、平成26年11月に「審議まとめ」を取りまとめ。
- 今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料を改訂し、全国の学校等へ配布し、活用を促進。
- 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等への支援に加え、特例として東北地方に一校に限り医学部の新設を認可。

→ 放射線に関する教育を支援するため、研修及び出前授業を引き続き実施していく。

→ 「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」について、引き続き実施するとともに、当該事業の成果物について、一層の普及及び活用の促進を図る。

→ 防災教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る。

→ 学習指導要領改訂に当たり、防災教育をはじめとした安全教育の体系的な内容を確保するために、教育課程全体の中で検討を行う。

→ 防災をはじめとした安全教育に関する教職員の研修等の充実により、資質の向上を図る。

### 創造的復興を実現する人材の養成

- 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体（自治体・大学・NPO法人等）の取組を支援（平成27年度予算額：2,600万円、委託件数：7件）。

→ 被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援を実施する。